

皆さまのベストパートナーをめざして



山梨県民信用組合

2023
ディスクロージャー





当組合の概要 (令和5年3月31日現在)

- ◇ 設立 昭和28年4月
- ◇ 本部 甲府市相生一丁目2番34号
TEL (055) 228-5151
- ◇ 本店営業部 甲府市相生一丁目2番34号
TEL (055) 220-7800
- ◇ 店舗数 34店舗
- ◇ 組合員数 108,648人
- ◇ 出資金 34,235百万円
- ◇ 預金 400,328百万円
- ◇ 貸出金 205,308百万円
- ◇ 常勤役職員数 280人

□ ホームページ・アドレス
<https://www.yamanashikenmin.shinkumi.jp>

経営理念

1. 地域社会の健全な発展と持続に貢献
1. 健全かつ信頼される組合経営の構築

経営方針

1. お客様に寄り添い、質の高い金融サービスの提供を目指します。
2. 個人の能力と個性を最大限に發揮できる職場環境を構築し、お客様を支える人材の育成を目指します。
3. 地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を認識し、コンプライアンスの徹底と企業倫理の向上を目指します。
4. 信用組合の役割を継続的に果たしていくため、安定した必要収益の確保と財務体質の強化を目指します。

CONTENTS

□ ごあいさつ	2	□ 資料編	19
□ 事業の概況	3	□ 用語の解説	37
□ 地域社会への取組み	5	□ 各種お問い合わせ先	37
□ 当組合の体制	11	□ 索引	38
□ 営業地区、店舗・ATM一覧	17		

ごあいさつ



皆さまには、平素より山梨県民信用組合に対しまして、格別なご高配を賜り、心より厚く御礼申し上げます。ここに、私ども山梨県民信用組合の現況をよりご理解いただくために、令和4年度決算期（令和5年3月期）における事業内容を収めた『2023ディスクロージャー』誌を作成いたしましたので、ご高覧を賜りたいと存じます。

当組合の主な営業地域である山梨県内の令和4年度の経済情勢は、コロナ禍から抜け出した事業者が増え、総じてみると回復基調を辿りました。他方、業種を問わず一部事業者におかれでは依然としてコロナ禍による苦境が続きました。加えて、物価の上昇や原材料・素材不足、人手不足の問題が深刻さを増し、中小規模事業者の方々の経営に少なからず悪影響を及ぼしました。

私どもの主な取引先である中小規模事業者の方々の多くは、上記のとおり依然として厳しい経営環境にあるなか、私どもは、相互扶助、共存共栄の精神に基づく協同組織型の地域金融機関としての使命を果たすため、組合員の皆さま方にしっかりと寄り添ったきめ細やかな対応に注力してまいりました。具体的には、懸命にご努力なさっている組合員の方々への資金繰り支援はもとより、私どもの持つ経営資源と様々なネットワークを駆使して、売上の増加や事業収支の改善、または事業再生や経営改善に向け、オーダーメイド型の対策を提案いたしました。また、新規事業展開や創業を希望される方々に対しても、外部機関と連携して補助金の利用を含む有効な事業計画を提案したほか、それらの資金需要にも積極的に対応してまいりました。

令和5年3月期の業績につきましては、今後の安定利益計上に向けて、コロナ禍の影響による企業倒産リスクに備え貸倒引当金を大幅に積み増したほか、保有不動産の一部を減損処理したため、最終的な当期純利益は、前期から減少したものの二期連続の黒字を計上いたしました。前期比大幅減益とはいえ、二期連続で黒字を確保できたのは、偏に、組合員の皆さま方からの温かなご支援とご協力の賜物であり、深く御礼申し上げます。

今年度は、平成16年2月に4つの信用組合が合併し山梨県民信用組合として営業開始以降、20周年の節目を迎えます。この間の組合員及び地域の皆さま方のご支援に対し、改めて心より感謝申し上げます。これからも、地域の信用組合としての使命を果たすため、役職員一同、共に力を合わせてまいりますので、ご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月

理事長 南 邦 男

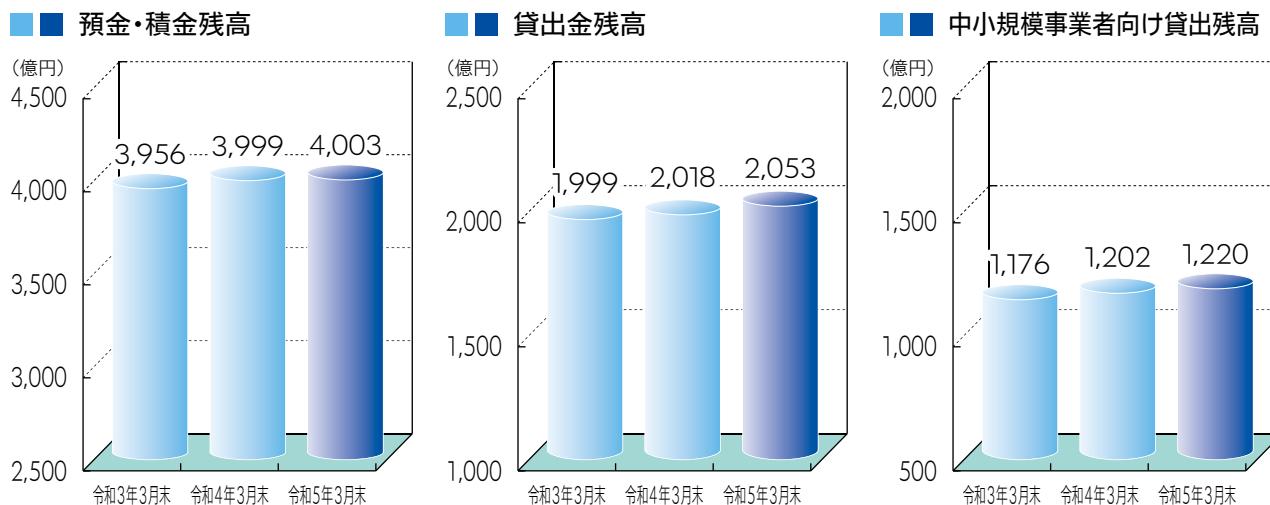
事業の概況

令和5年3月期の預金・積金残高につきましては、個人預金は減少したものの、一般法人預金や公金預金が増加したことなどから、前期末比3億円増加の4,003億円となりました。貸出金残高につきましては、コロナ禍の厳しい経営環境下にある中小規模事業者の皆さま方への支援に全力で取組んだことなどから、前期末比34億円増加の2,053億円となりました。また、当組合の使命であると考えております中小規模事業者向け貸出残高につきましては、前期末比18億円増加の1,220億円となりました。

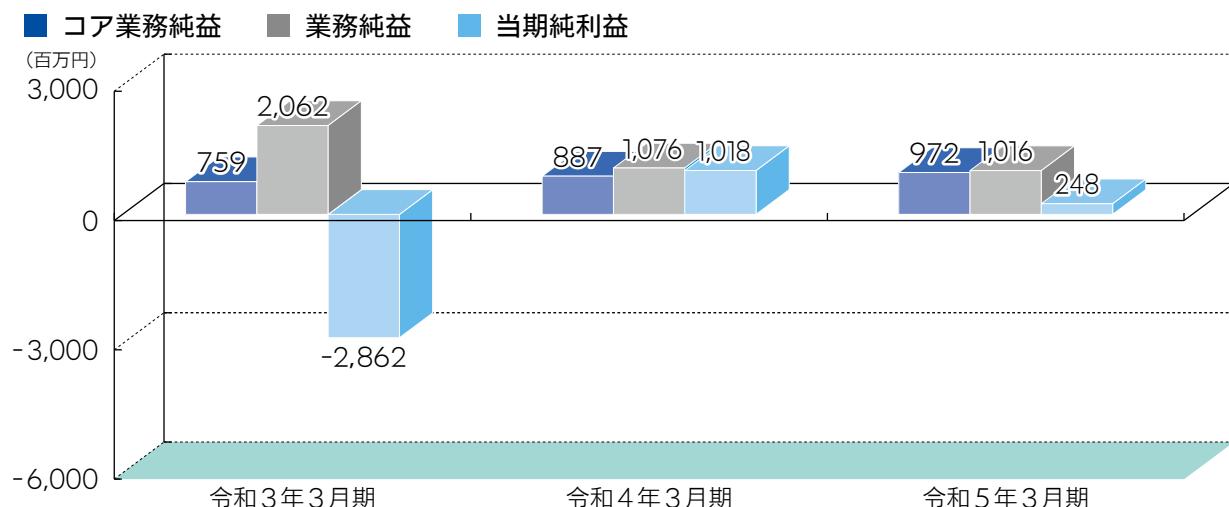
収益面につきましては、貸出金利息などの資金運用収益が減少したものの、生産性の向上や効率化への取組みにより経費削減が一層図られたことなどから、コア業務純益は前期比85百万円増加の9億72百万円を計上いたしました。また、業務純益は、資金運用収益や役務取引等収益が減少したことなどから、同比59百万円減少の10億16百万円を計上いたしました。

当期純利益は、コロナ禍の影響による企業倒産リスクに備え、貸倒引当金を積み増したほか、今後の店舗等の建て替えや遊休不動産の売却に備え、固定資産の減損処理を実施したことなどから、前期比7億70百万円減少の2億48百万円を計上いたしました。

◆ 預金・貸出金の状況



◆ 収益の状況



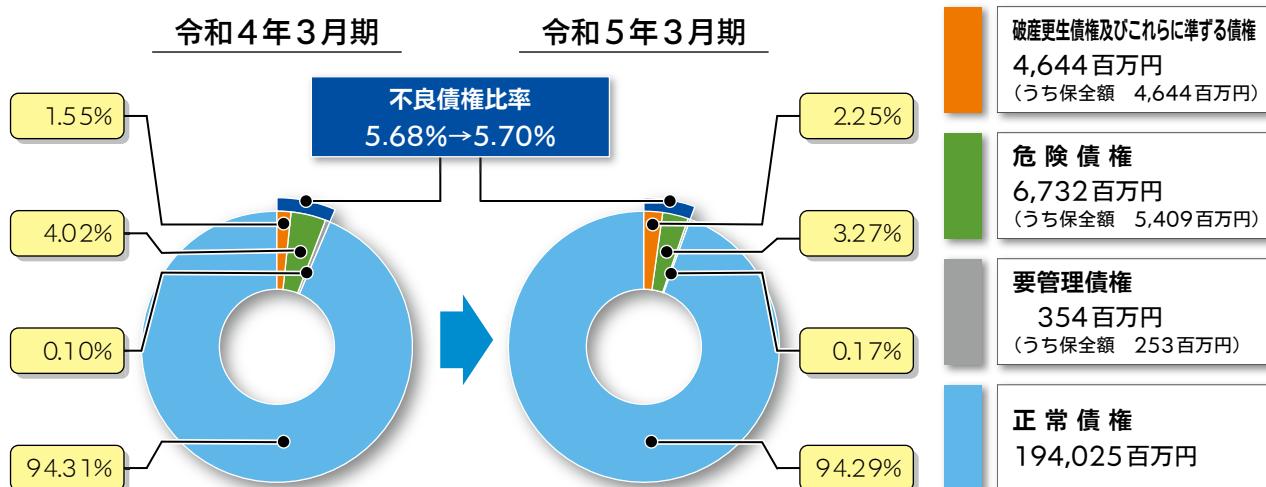
◆ 不良債権残高・比率の推移（金融再生法開示債権）

平成30年度策定の「経営改革プラン」に基づく集中的かつ抜本的な不良債権処理が、令和3年3月末で終了し、資産の健全化は大きく進展しました。これにより、当組合の財務内容の健全性は、より一層強固なものとなりました。

令和4年度につきましても、不良債権処理を継続し、債権売却等による回収や経営改善支援による債務者区分の良化に注力したものの、一部大口先の業績悪化にともない、令和5年3月末時点の不良債権額は、前期末比で2億円増加し、不良債権比率が5.68%から5.70%とわずかに増加(0.02ポイント)しております。

今後も、より一層、経営基盤の強化に努め、地域の皆さま方に寄り添う地域密着型の金融機関として、お客さまの本業支援・事業承継等の取組みに対し、積極的なサポートを展開してまいります。

◆ 不良債権の状況（金融再生法開示債権）



◆ 合併20周年記念事業

当組合は平成16年2月16日の合併以来、「地域社会の健全な発展と持続に貢献・健全かつ信頼される組合経営の構築」を経営理念とし、地域金融機関として皆さまの信頼とニーズにお応えできるよう、全力を挙げて取り組んでまいりました。そのような中、おかげさまで令和6年2月16日をもちまして合併20周年を迎えます。これも偏に、組合員並びにお取引先の皆さまをはじめとした地域の皆さまからの温かいご支援、ご愛顧の賜物と役職員一同、心より感謝申し上げます。20周年を迎えるにあたり、周年記念事業として記念商品の販売や各種イベント、記念品配布等を計画しております。

今後とも地域の金融機関として質の高い金融サービスの提供に努めるとともに、社会的使命を果たし、地域経済の発展に誠心誠意努力して参る所存ですので、何卒変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。



山梨県民信用組合は、2024年2月16日に
合併20周年を迎えます。



山梨県民信用組合は、2024年2月16日を機に合併20周年を迎えます。



詳細は当組合HPをご覧ください。

△ 地域貢献への取組み

当組合では、「地域社会の健全な発展と持続に貢献」を経営理念に掲げております。

この経営理念の実現のため、協同組織金融機関の本業として、地域の皆さまからお預かりした大切なご預金を、地域で資金を必要とされているお客さまにご融資することで地元に還元し、地域の皆さまの豊かな生活と地域経済の活性化・発展に貢献させていただいております。

近年、地域の活性化と再生に向けた地域金融機関の取組みの重要性は一段と増しておりますことから、当組合では地域の皆さまの期待にお応えするため、相互扶助の精神のもと役職員一同努力を積み重ね、お客さまに信頼される信用組合であり続けたいと考えております。



当組合では、地域のお客さまから大切な財産をお預けいただけるよう、各種の預金・積金をご用意しております。
また、パソコンあるいはスマートフォン等を使用したインターネットバンキングサービスによるお取扱いもご用意しております。

当組合では、お客さまからお預けいただいた資金を、地域の皆さまへの円滑な資金供給（ご融資）という形で還元し、地域経済の活性化と発展に貢献できるよう事業を推進しております。

また、地域の中小企業および個人のお客さまの様々な資金ニーズにお応えするため、各種の商品をご用意しているほか、営業統括部に総合相談センターおよび法人融資課を設置し、融資相談や経営革新等、各種の事業相談を承っております。また、相談内容に応じて、お客さまの資金ニーズにマッチしたご提案に努めています。

山梨県民信用組合のお約束

～組合員さまや地域の皆さまへの私たちのお約束～

『地域貢献』

「私たちは、常に組合員や地域の皆さまのために何ができるのか提案し、実践に移すことにより地域の発展に貢献します。」

『職場づくり』

「私たちは、やりがいと成長を感じる活気に満ちた職場を創ります。」

『行動指針』

「私たちは、組合員や地域の皆さまに、より良いサービスを提供し続けることをお約束します。」

『目標達成への意欲』

「私たちは、目標達成に向け、情熱をもって行動します。」

『コンプライアンスの取組』

「私たちは、組合員や地域の皆さまはもとより、家族や友人に説明できないことは決していません。」



うさけん

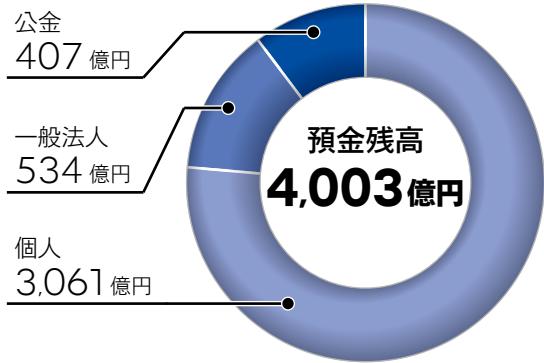


うさみん

経営理念の実現に向けて、『山梨県民信用組合のお約束』を策定し、日々取組んでおります。

お客さまからのご預金

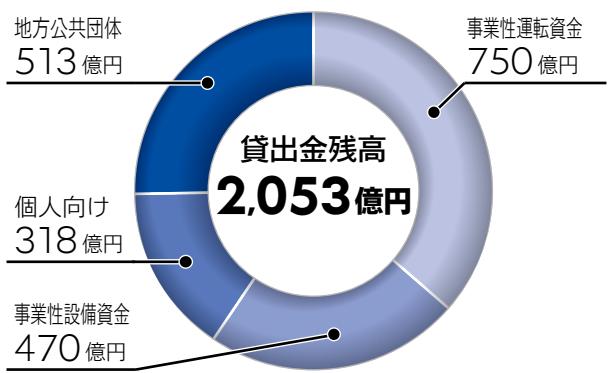
当組合は、お客さまの着実な資産作りのお手伝いをさせていただくため、新商品開発やサービスの充実に努めております。



お客さまへのご融資

お客さまからお預かりした大切な資金は、地域発展に寄与できるよう、地元中小企業の皆さまへのご融資のほか、住宅ローンや消費者ローンなど個人のお客さまへご融資しております。

今後もお客さまの資金ニーズに幅広くお応えできるよう融資商品の充実に努めてまいります。



ご融資以外の運用 (2,108億円)

お客さまからお預かりした大切な資金は、上記ご融資のほか、預け金や有価証券等により安全性を重視した運用を行っております。

主な預金商品など

詳細はHPをご覧ください。

年金受給者優遇

- 「新ゆとり定期預金」
- 「新ゆとりプラス定期預金」

豊かなセカンドライフのために

退職金定期預金

ご家族から大切な資産を

相続定期預金「家族の架け橋」

すぐに必要になるお金に備える

しんくみ相続信託(元本保証)

職域提携先の皆さまをしっかりサポート

職域サポートプラン「ベストパートナー」



事業者さま向けの主な融資商品

詳細はHPをご覧ください。

ローン

- ベンリー 500
- あんしん 8000
- 事業者ローン
- ビジネスローン

環境配慮

「山梨県産木造木質化資金」

一般事業資金

- 事業者応援融資「スクラムR」
- 県や市町村の制度融資 等

個人のお客さま向けの主な融資商品

詳細はHPをご覧ください。

住宅ローン

- けんみん信組住宅ローン
- ソーラー住宅ローン
- リフォームローン「エコ・アシスト」
- 無担保住宅借換ローン
- フラット35

教育ローン

- カードローン型「ウィッシュ」
- 証書貸付型「イノベーション」(WEB完結型もご用意)

マイカーローン

エボリューション

その他ローン

- フリーローン「プログレッシブ」
- フリーローン「チョイス」(WEB完結型もご用意)
- 多目的ローン「バリアブル」
- 大型カードローン「ソリューション」(WEB完結型もご用意)
- 「マイプレジャープラス」



◆ 社会的・文化的地域貢献活動

当組合の活動は、地域とけんみん信組をつなぐ情報誌「ぱーとなーず」に詳しく記載してあります。

情報誌「ぱーとなーず」は、店頭またはHPでご覧いただけます。
(HPではバックナンバーもご覧になれます。)

https://www.yamanashikenmin.shinkumi.jp/partners_im.html



● 「やまなしジュエリーウィーク」イベントの応援、「ぱーとなーず」でお取引先企業の会社情報・商品紹介を実施

地域の皆さまとのふれあいを大切にするため、地域行事への参加・協賛を行うなど、地域に密着した活動を積極的に行ってまいりました。

令和4年度は、山梨県水晶宝飾協同組合が主催する「やまなしジュエリーウィーク」において、本店をはじめ、女性職員がジュエリーを着用して窓口業務を行い、同イベントを応援しました。また、地域

の飲食店を応援するため、組合情報誌「ぱーとなーず」にて飲食店紹介を行うとともに、前年に引き続き、役職員の昼食時には、地域の飲食店からテイクアウト弁当を購入するランチデーを定期的に実施いたしました。



ぱーとなーず



清掃写真

● 「しんくみの日週間」の社会貢献活動

「しんくみの日週間」(9月1日～7日)では、当組合を含め全国の信用組合で様々な社会貢献活動が行われています。

当組合では献血運動や花の種の配布、歩道や公園等公共施設の清掃活動を全役職員で取組みました。

また、緊急時に備えるため、救命講習を開催し、応急手当の普及啓発に努めています。

● しんくみピーターパンカードを通じた社会貢献

当組合では、信用組合業界の社会貢献施策の一つとして、「難病や障害を持つ子供とその家族の支援及び健全育成」に取組まれている団体に対し、当組合で取扱いしております「しんくみピーターパンカード」の利用による寄付金をお贈りしております。

これまで平成16年度から延べ38団体に寄付金をお贈りし、令和4年度においては、二つの団体に総額713千円余りをお贈りいたしました。

● 「経営者クラブ」

当組合では、熱意のある事業者の皆さんに経営者としての学習の場、情報交換の場を提供することを目的に、「経営者クラブ」を開催しております。令和4年度は、「変化の時代に求められる経営者像とマネジメント」、「戦略マーケティングを通じて市場に商品を浸透させる」、「真に優れたローカルブランドをめざす」等をテーマに全5回に亘りセミナーを開催し、好評をいただきました。

これからも地域の経営者の皆さんに有意義な場を提供し、地域のネットワークの強化に努めてまいります。



けんみん信組
「経営者クラブ」セミナー

● 地域・行政とのネットワーク強化

当組合では、店舗窓口機能、ATMを搭載した移動金融車を導入しております。令和3年2月に、山梨県と「災害時における移動金融車による電源供給等に関する協定」を締結いたしました。台風等による地域停電や災害等の発生時には、県と連携して被災地へ移動金融車を派遣して、電源供給等の支援を実施するとともに、被災地の金融支援などに活用してまいります。



救命講習



災害時対応可能な移動金融車

◆ 社会的・文化的地域貢献活動

● SDGs宣言

当組合では、経営理念である「地域社会の健全な発展と持続に貢献」に基づき、地域経済の活性化や地方創生、地域貢献等に積極的に取り組んでまいりました。

こうした取り組みは国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の理念と合致するものであり、今後更に取り組みを強化し、また、お取引先や地域の関係機関と連携し、地域の皆さんとともに持続可能な社会の実現に努めてまいります。

◆ 相談活動

● 総合相談センター『パートナーズ』の活動

総合相談センターは、開設以来、多くのご相談を受け賜っており、ビジネスマッチング、事業承継、経営革新および経営力向上など各種事業相談のほか、融資相談など多くのお客さまにご利用いただいております。

また、中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業における専門家派遣支援にも取り組んでいるほか、各種補助金の申請などのご相談にも応じておりますので、お気軽にご相談ください。

◆ 年金活動

当組合では年金お受取りのお客さまに対しまして、お誕生日プレゼントの進呈や定期預金及びローン商品の金利優遇等のサービスを行っております。今後も年金お受取りのお客さまにご満足いただけるよう、一層のサービス向上に取り組んでまいります。

山梨県民信用組合 SDGs宣言

私たち山梨県民信用組合は「地域社会の健全な発展と持続に貢献」を経営理念として、地域経済の活性化や地方創生、地域貢献等に積極的に取り組んでまいりました。こうした取り組みは、国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の理念と合致するものであり、今後さらに取り組みを強化し、また、お取引先や地域の関係機関と連携し、地域の皆さんとともに持続可能な社会の実現に努めています。

令和3年4月1日
山梨県民信用組合
理事長 南 邦男

重要課題と取組内容

SDGs

- 1 一人でも多くの人が金融サービスにアクセスできる取り組み**
 - 農業事業者への融資（アグリカルチャー融資）、医師への融資（ティカルヘルス融資）の推進
 - 太陽光発電設備、バイオマス発電設備への融資の推進
 - エコサポート融資の推進
 - 林業事業者への融資（フォレスト）の推進
 - 各種金融サービスの提供
 - 事業者へのきめ細やかな訪問
- 2 地域経済の活性化のための取り組み**
 - 各種経営支援
 - 事業承継支援
 - トランビとの業務提携による情報提供支援
 - 産業用資本セントターと連携協定
 - しんぐみ会員のビジネスマッチング座参加
 - 山梨テクノICTメッセへの出展
- 3 地方創生、地域貢献などよりよい未来を築くための取り組み**
 - 南がいき者等を育成する団体への寄付（ビーパンカード収益金）
 - 商旅会員への会員料認成
 - 女性の積極的な管理職、営業職への登用
 - 定住人口確保に関する協定（山梨県）
 - 高齢者の見守りネットワーク事業協定（中野市）
 - 富士山クリーン活動
 - 緑の景観への寄付
 - マネーロンダリング防止のための取組み
 - 災害時における移動式発電車による電力供給等に関する協定（山梨県）
- 4 地域社会のステークホルダーに働きかけ、また、連携して働きかける持続可能性確保のための取り組み**
 - 各種関係機関との連携協定

山梨県民信用組合

SUSTAINABLE GOALS

「山梨県民信用組合は持続可能な開発目標（SDGs）を達成しています」

SDGs宣言



～けんみん信組の年金特典～

ご予約特典

- ・プレゼント進呈
- ・ご請求時のご案内と手続相談

お誕生日
プレゼント進呈
(ご予約の方も対象)

定期預金の金利優遇

ローン商品の金利優遇
(同居のご家族も対象)

年金振込件数

38,397件(令和5年4月)

※令和5年4月の国民・厚生年金の振込件数は全国の信用組合中、第4位です。

● 年金に関するご相談について

本部の年金アドバイザーがフリーダイヤル **0120-487-652** により「年金のお問合せ」に応じておりますので、お気軽にご相談ください。

シアワセナ ロウゴニ

地域密着型金融への取組み

当組合では、「地域密着型金融」を恒久的かつ日常的な取組みと位置付け、「ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化」・「中小企業に適した資金供給手法の徹底」・「持続可能な地域経済への貢献」等の取組みを推進しております。信用組合の「強み」である地域社会に密着した営業活動を生かし、事業者の事業の発展・再生に対する支援態勢の強化に取組むとともに、地域のお客さまの利便性向上に努めております。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

1. 中小規模事業者の経営支援に関する取組方針

当組合は、「地域社会の健全な発展と持続に貢献」を経営理念の一つとし、地域のお客さまに対する信用供与の維持・拡大、および経営改善への取組みなど、地域の皆さまへの支援に積極的に取組んでおります。今後とも、お客さまからのご相談に積極的に応じるなど、金融の円滑化に向けた取組みを持続・強化してまいります。

2. 中小規模事業者の経営支援に関する態勢整備

(1) 専担部署の設置

- ・「営業統括部法人融資課」………… 知識・経験が豊富な専門職員を選抜した中小規模事業者支援の専担部署（地域を限定せず営業エリア全域の中小企業者のビジネスマッチング、他専担部署・外部機関との橋渡し、資金繰り支援、地域・業界情報の収集・還元などの支援を実施）
- ・「融資部融資課」…………… お客さまの経営改善・早期事業再生支援、お客さまの経営改善・コンサルティング業務に特化
- ・「総合相談センター」…………… コンサルティング機能発揮のための部署（事業者向け経営相談〈事業再生改善等経営相談、情報提供、専門家の紹介等〉、営業店が収集したビジネスマッチング情報の集約およびフィードバック、営業店相談窓口のサポート等）

(2) 「お客さま相談窓口」の設置

◆受付時間

○各営業店 …… 平日 午前 9 時～午後 3 時 <休業日を除く>

○総合相談センター（パートナーズ） …… 平日 午前 9 時～午後 5 時 15 分 <休業日を除く>

お問い合わせ先：055-220-7821

3. 中小規模事業者の経営支援に関する取組状況

(1) 創業・新規事業開拓支援

新たな技術の種を創生する大学等の研究機関、企業、官庁が連携し、ニュービジネスの創出・育成や企業が抱える技術的な課題を解決していくという産学官連携の取組みが進められており、当組合職員 20 名が地元大学から客員社会連携コーディネータとして任命を受け、定期的にミーティングに参加し、お客さまの課題を解決する支援を行っております。

また、創業支援に関する市町村との連携につきましては、当組合は 23 市町村（11 市 8 町 4 村）において認定連携創業支援事業者に位置付けられております。各認定市町村との連携のもと、事業計画策定段階でのアドバイス、創業時の資金相談および創業後の事業の維持・拡大に関する相談に至るまで、きめ細かな創業支援に取組んでおります。

令和 4 年度の創業支援融資の実績 創業者数：24 人 融資件数：38 件 融資金額：167 百万円

(2) 成長段階における支援

当組合では、お客さまへの支援取組みの一つとして、ビジネスマッチング情報のデータベースを構築し、お客さまの売りたい・買いたい情報はもとより、様々なニーズ・シーズについての情報を集約し、お客さま同士のマッチングに取組んでおります。このほか、経営塾の開催や、ビジネスマッチング展のご案内など、お客さまのさらなる成長に向けた支援取組みを行っております。

(3) 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

当組合では、お客さまのご要請に応じて、所管部署である「融資部融資課」が中心となり、計画目標を定め、きめ細かな経営改善支援および早期事業再生支援等に積極的に取組んでおります。

(4) 経営革新・経営力向上等の支援

中小企業等経営強化法に基づく「認定経営革新等支援機関」として、「各営業店」と「総合相談センター」が連携し、各種専門家の紹介・派遣による中小規模事業者の経営分析等への支援や、経営革新および経営力向上に対する支援に積極的に取組んでいるほか、経営分析や事業計画の策定、各種専門家の紹介・派遣などを通じて、地域社会の活性化に取組んでおります。

(5) 成長が見込める分野への取組み

農業、医療介護、環境関連は市場拡大が期待される分野であり、地域経済の活性化に資するものであるとの認識から商品の開発を行い、お客さまのご要望にお応えしております。

4. 地域の活性化に関する取組状況

地域社会への取組み（5～8ページ）をご参照ください。

経営改善支援の取組み実績

(単位：先、%)

	令和4年3月末 実 績	令和5年3月末 実 績
経営改善支援等取組先数	462	473
創業・新事業開拓支援先	37	57
経営相談先	193	178
早期事業再生支援先	86	102
事業承継支援先	19	7
担保・保証に過度に依存しない融資推進先	127	129
期初債務者数	4,661	4,527
支援取組率	9.91	10.44

「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからのお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しております。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と代表者の関係性や財務等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなど具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

	令和3年度	令和4年度
新規に無保証で融資した件数	57件	696件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	1.13%	11.56%
保証契約を解除した件数	0件	0件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数	0件	0件

(注)令和4年度下期より、個人事業主を対象先に追加しています（令和4年度の新規に無保証で融資した件数696件中、個人事業主への融資は649件です）。

「新型コロナウイルス感染症」の影響拡大を踏まえた取組み状況

「新型コロナウイルス感染症」の影響拡大を踏まえ、令和2年2月に、独自の支援策として「新型コロナウイルス感染症被害対策融資」の取扱いを開始したほか、山梨県・長野県信用保証協会や同年5月に創設された無利子の制度融資を活用し、同感染症の影響を受けたお客さまに対する金融支援に積極的に取組んでまいりました。

令和5年度からは実質無利子・無担保融資の返済が本格化することから、お客さまとの対話による状況把握に努め、スピーディーな資金繰り支援を展開してまいります。

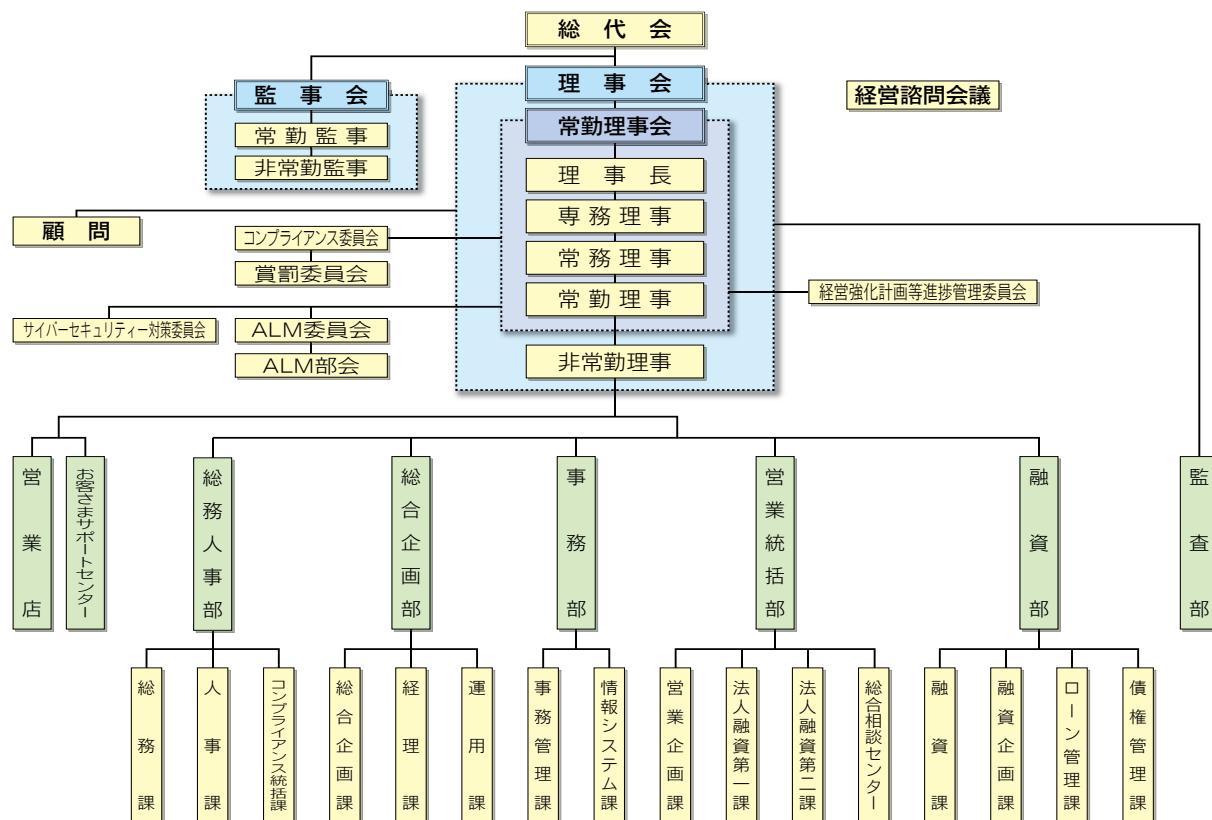
コロナ関連融資の状況

(単位：件、百万円)

	実質無利子・無担保融資			コロナ関連融資全体	
	融資先数	融資件数	融資残高	融資件数	融資残高
令和5年3月時点	1,767	2,113	25,040	2,662	32,356

(注)実質無利子・無担保融資は、「国の補正予算成立を受けて新たに創設された制度融資（セーフティネット4号・同5号、同危機関連保証）の集計で、都道府県独自の制度融資に係る件数は含まれておりません。

組織図



◇当組合では、経営の客観性・透明性を確保し、ガバナンスを強化することを目的に、外部有識者による経営諮問会議を設け、経営全般について助言・提言をいただいております。

(注) 令和5年7月1日現在、常務理事は不在です。

役員一覧 (令和5年7月1日現在)

沿革

常勤	理 事 長	南 邦 男	昭和 28 年 5 月	甲府中央信用組合として、甲府市相生町 53 番地にて営業開始
	専務理事	井 垣 繁 人	昭和 33 年 12 月	甲府市相生町 53 番地より、甲府市桜町 13 番地に事務所移転
	理 事	望 月 久 也	昭和 60 年 8 月	信組共同センターに加入
	理 事	荻 原 武 彦	平成 15 年 1 月	峡南信用組合と合併し営業開始
	監 事	守 屋 稔	平成 16 年 2 月	谷村信用組合、美駒信用組合及びやまなみ信用組合と合併し、山梨県民信用組合として営業開始
	理 事	秋 山 勉	平成 20 年 11 月	本店営業部を甲府市中央一丁目 18 番 6 号から甲府市相生一丁目 2 番 34 号に移転
	理 事	齋 藤 茂	平成 21 年 9 月	「経営強化計画」発表
	理 事	長 谷 川 正 一 郎	平成 21 年 10 月	総合相談センター『パートナーズ』を甲府市中央一丁目 18 番 6 号に開設
	理 事	溝 田 高 幸	平成 24 年 8 月	第 2 次「経営強化計画」発表
	員外監事	中 込 正 純	平成 27 年 8 月	第 3 次「経営強化計画」発表
	員外監事	佐 々 木 正 彦	平成 30 年 6 月	南邦男理事長就任、「経営改革プラン」発表
			平成 30 年 9 月	第 4 次「経営強化計画」発表
			令和 3 年 9 月	第 5 次「経営強化計画」発表

◇当組合は、職員出身者以外の理事の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

会計監査人の氏名又は名称 (令和5年7月1日現在)

監査法人 コスマス

▶ 主要な事業の内容

A. 預金業務

- (イ) 預金・定期積金 当座預金・普通預金・貯蓄預金・通知預金・定期預金・定期積金・別段預金・納税準備預金等を取扱っております。
- (ロ) 譲渡性預金 譲渡可能な定期預金を取扱っております。

B. 貸出業務

- (イ) 貸付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。
- (ロ) 手形の割引 商業手形および為替手形の割引を取扱っております。

C. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債・地方債・社債・株式・その他の証券に投資しております。

D. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

E. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として、外国送金業務を取扱っております。

F. 附帯業務

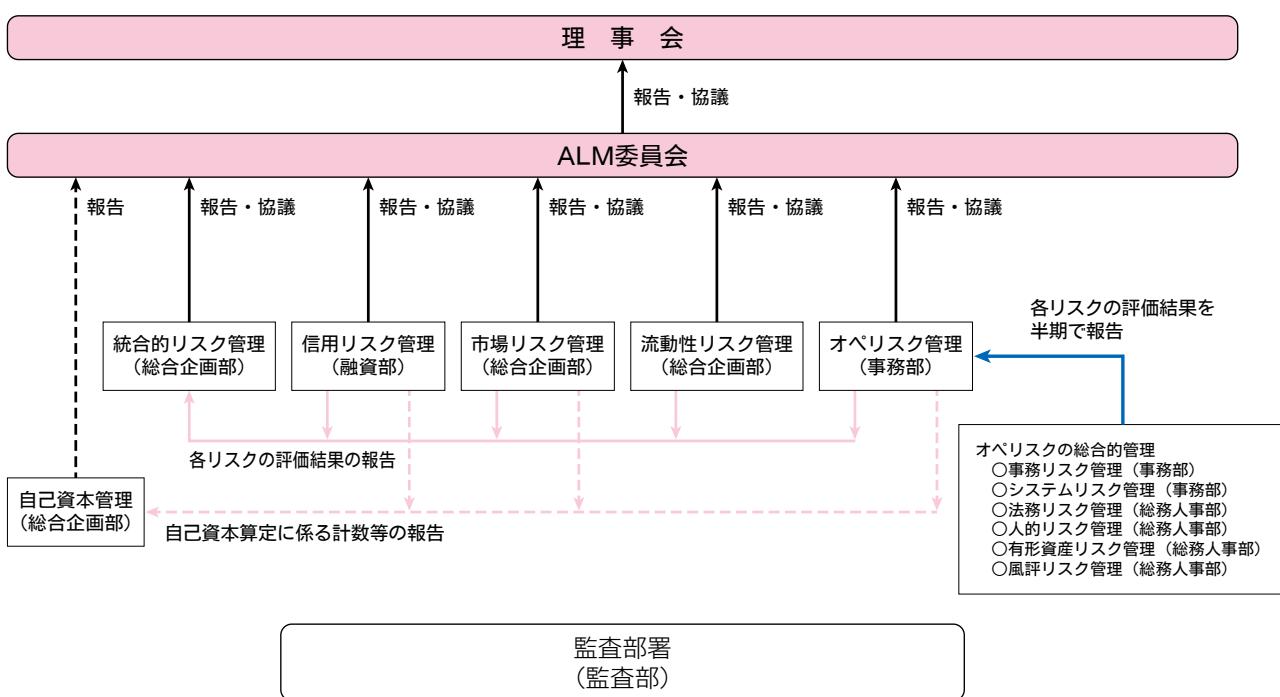
- (イ) 債務の保証業務
- (ロ) 有価証券の貸付業務
- (ハ) 代理業務
 - (a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫、(株)住宅金融支援機構等の代理貸付業務
 - (b) 勤労者退職金共済機構等の代理店業務
- (二) 地方公共団体の公金取扱業務
- (ホ) 株式払込金の受入代理業務
- (ヘ) 貸金庫業務

▶ リスク管理体制

当組合では、リスク管理を経営の重要課題と位置づけており、「リスク管理方針」を定め、直面する各種リスクを適切に管理するとともに、経営の健全性の維持と収益力の強化を図るため、管理体制の整備・強化に取組んでおります。

業務の運営に際して発生する各種リスクについては、それぞれの主管部署で適正な管理に努めております。また、総合企画部が各種リスクについて総体的に捉え一元的に管理する「統合的リスク管理」を行うことにより、自己管理型のリスク管理に努めております。これらのリスクは、定期的に開催される「ALM委員会」に報告し、分析・評価のうえ、必要に応じて改善を図っております。

●統合的リスク管理 …… それぞれのリスク種類毎に計測したリスク量を統合し、そのリスク量を当組合の経営体力（自己資本）と比較・対照することにより、リスク管理を行うこと。



コンプライアンス（法令等遵守）体制

コンプライアンス（法令等遵守）とは、企業倫理を確立し、法令をはじめ当組合内の諸規程、社会的規範および一般的に求められるルールやモラルを遵守することです。経営の健全性を高め、社会からの搖るぎない信用・信頼を得るうえで不可欠なものであり、社会的責任と公共的使命の高い金融機関の役職員として、法令等の遵守はもちろんのこと、高い倫理観と常識を要求されていることを常に念頭において、良識ある行動をとらなければならないと考えております。

このため、当組合は法令等遵守態勢の整備・強化を経営方針の最重要課題の一つとして位置づけ、コンプライアンス体制を円滑に機能させるため、本部に統括部署、営業店および本部各部にコンプライアンス担当者を配置しており、年度毎にコンプライアンス・プログラム（推進計画）を策定し、態勢の整備・強化に向け、推進計画の実行、結果の検証、改善策の実施を繰り返すことにより、実効性のある実践に努めております。

また、職員がコンプライアンスを常に心掛ける組織風土を醸成し、強固な法令等遵守態勢の構築による自浄能力の強化を目的に、コンプライアンス担当者連絡協議会を開催しており、臨店によるヒアリングも行っております。さらに事務の統一と厳正な事務処理の徹底を図るため、内部監査の強化および指摘事項に対する改善状況のフォローアップを行っております。

コンプライアンス委員会の委員長である理事長は、コンプライアンスの最高責任者として、あらゆる機会を捉え、法令等遵守に対する取組姿勢を職員に示し、法令等遵守の更なる推進を図っております。加えて、コンプライアンス委員会と賞罰委員会の事務分掌を明確化し、コンプライアンス委員会で問題点等を調査分析し、改善に向けた対策を検討のうえ各所管部署に改善実施を指示するとともに対策の事後検証を行っております。

また、賞罰委員会では、コンプライアンス委員会から付議された事案について具体的調査を行い厳正な処分を行うとともに、振込詐欺未然防止に努めた職員の表彰にも積極的に取組んでおります。

統括部署には、山梨県警OBの顧問が常駐し、顧問からは、全職員宛てメッセージとして、法令等遵守、反社会的勢力、および社会人または人としての倫理等に関する訓示を発信するとともに、定例臨店による個別指導も実施し、職員のコンプライアンス意識の醸成に努めています。

なお、本部各部・全営業店は、毎月コンプライアンス・リスク研修会、通年における不祥事未然防止の啓発ビデオ研修、および四半期毎にマナー・ローンダリング確認テスト、またはコンプライアンス理解度確認テストを実施し、さらに外部講師等による研修・オンラインセミナー等へ積極的に参加しております。こうした研修会等を通じ、役職員のコンプライアンスに対する意識の醸成・向上を図っています。この外、「お客さま相談室」での相談等受付、受付窓口の拡大、匿名性に配慮した通知方法の多様化により「内部通報制度」を改善し、地域の皆さんに一層信頼される金融機関となるよう組織的な態勢整備に取組んでおります。

コンプライアンス体制



適切な事務処理の実践について

皆さまのベストパートナーをめざして！

1. お客さまへの集配金業務に関する組合ルールの遵守
 - ・営業係が担当地区を越えて、個人的に集配金等にお伺いすることはいたしません
 - ・営業係以外の職員が、個人的に集配金等にお伺いすることはいたしません
 - ・同じ営業係が3年を超えて同じお客さまを担当させていただくことはいたしません
2. お客さまからお預かりする重要書類のお取り扱いに関する組合ルールの遵守
 - ・預金証書や通帳等、お客さまの大切な書類を理由なく14日を超えてお預かりすることはいたしません
 - ・現金や通帳等をお預かりする場合、預り証を必ず発行いたします
3. お客さまと当組合における契約に関する組合ルールの遵守
 - ・ご署名、ご捺印をお客さまに代わって職員が行うことは（お客さまにやむを得ない事情がある場合を除き）いたしません
 - ・新規個人向けカードローンご利用明細は、必ず郵送させていただきます

当組合は、誠実な業務の遂行を徹底してまいりますが、万一、当組合職員が上記に反し、不適切な業務を行った場合には、お客さまにはお手数をおかけいたしますが、下記当組合「お客さま相談室」までご連絡いただきたいお願ひ申し上げます。当組合は、お客さまから頂戴したご意見やご要望等を真摯に受け止め、迅速に対応・解決を図っております。

《お客さま相談室連絡先》 フリーダイヤル 0120-117-786 (受付時間 平日 午前9:00～午後5:15)

顧客保護等管理態勢

当組合では、お客さまに安心してお取引いただけるよう「顧客保護等管理方針」を定め、顧客保護に取組んでおります。

◆顧客説明管理態勢

当組合の商品・サービスをご利用されるお客さまに対し、適切かつ十分な説明をすることで、お客さまからの信頼に応えることを目的として「顧客説明マニュアル」等を作成し、職員の知識向上とお客さまへのサービス向上に努めております。

また、ご融資取引時等における、保証契約について「経営者保証に関するガイドライン」を尊重・遵守し、誠実に対応することにより、お客さまとの継続的かつ良好な信頼関係の構築、強化に努めています。

◆顧客情報管理態勢

お客さまの情報に関しましては、「顧客情報管理マニュアル」等を作成し、内部研修に用いるなど情報の適切な管理に努めています。

また、個人情報保護方針（プライバシー・ポリシー）および個人情報保護宣言（プライバシー・ステートメント）をホームページに常時掲載するとともに、窓口にも掲示することにより公表しております。

◆顧客サポート等管理態勢

「顧客サポート等対応マニュアル」等を整備し、お客さまからのご照会、ご相談、ご要望、苦情及び紛争に対して、迅速、適切な対応を心がけています。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

・苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客さま相談室にお申し出ください。

【窓口：山梨県民信用組合 お客さま相談室】 フリーダイヤル 0120-117-786

受付時間：平日 午前9：00～午後5：15

なお、苦情等対応手続については、営業店掲示ポスターまたは当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.yamanashikenmin.shinkumi.jp>

このほか次の機関でも受け付けています。

【山梨県信用組合協会 山梨地区しんくみ苦情等相談所】

受付時間：平日 午前9：00～午後5：00 電話：055-235-7340

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付時間：平日 午前9：00～午後5：00 電話：03-3567-2456

・紛争解決措置

【弁護士会等】

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

これら機関で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合お客さま相談室、またはしんくみ相談所等にお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

総代会について

1. 総代会制度について

総会は「中小企業等協同組合法」、「協同組合による金融事業に関する法律」に定められた決算及び事業計画、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関であります。

信用組合は、組合員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関であり、組合員は出資口数に関係なく、一人1票の議決権を持ち、総会を通じて経営に参加することになります。また、組合員の総数が法定数（200人）を超える信用組合においては、定款の定めにより総会に代わるべき総代会を設けることが認められており、当組合はこれに該当します。

このため当組合では、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、組合員の中から選出された総代により総代会を運営しております。総代は組合員の代表として、組合員の総意を組合の経営に反映する重要な役割を担っております。通常総代会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集されることになっており、毎年6月に実施しております。

このほか、必要に応じて臨時総代会を開催いたします。

2. 総代とその選出方法

総代の選出につきましては、当組合の定款及び総代選挙規約により実施されます。

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は、3年です。
- ・総代の定数は120名以上150名以内で、組合員数に応じて選挙区（6区）ごとに定められています。

なお、令和5年7月1日現在の総代数は、135名となっております。

総代のみなさま

選挙区	総代氏名（敬称略、順不同） 氏名の後は就任回数							
第1区 甲府地区 総代定数 35～40名	中沢 久⑤	藤巻忠雄⑥	中川直明⑤	高村昇二⑥	鈴木 博⑦	上田 朗⑥	小口 博⑥	網倉 靖⑦
	高野修一⑦	竹野 満⑥	宮城秀治郎⑦	樋村陽子③	雨宮 孝②	横内範男④	広瀬祐司②	岩下英二②
	土肥真澄⑥	箭本 浩⑦	山寺戦治⑤	河澄 明④	島田 稔⑥	風間美幸⑦	小林成光⑦	遠藤達夫⑦
	古澤秀貴③	斎藤良太②	志村豪紀②	岩田一廣①	輿水秀之①	中込知温①	伊藤正敏③	米山智義⑦
	河野 醇⑤	小澤康雄⑦	芦澤一夫⑦	粉川大介⑦	依田由紀夫④			
第2区 峠中地区 総代定数 25～30名	高野 実⑥	石原行彦③	大沼武光③	樋口一二③	上野和彦⑤	稻垣正憲③	伊藤征雄③	角田孝義⑥
	野口英夫⑦	石井猛雄④	小林敏明①	天野 徹①	中込 刃⑥	小松和夫⑥	樋口健三⑥	小林世志方①
	清水光彌⑥	神澤安行⑥	前澤茂樹⑥	荒井義信②	櫻本四郎②	田島 誠⑥	井口 太⑥	細田健児⑤
	多田 勝④	中沢 恒⑥	望月政英③	長田康永⑤	篠原 勉⑥			
第3区 峠東地区 総代定数 20～25名	小林行夫⑤	向山秀男⑤	鈴木慎二④	斎藤 正①	秋山 勉⑥	日原光基④	窪田 清②	鮎川一幸⑦
	広瀬博富⑥	杉山実光④	廣瀬富士男③	古屋清人③	奥井光博⑦	若月行正⑤	小川徳正⑥	山口和美⑥
	原 拓⑦	吉屋照雄⑥	小菅一徳⑦	佐野十三雄⑦	松土栄治⑥	早川良一①		
第4区 峠北地区 総代定数 15～20名	高野豊村④	山田喜代美④	小泉 茂③	浅川 貴③	日向 勝⑥	宮川嶽三哉③	増井圭一①	所 一郎⑤
	渡辺敏也①	上村一幸①	内田安雄⑦	河西政彦⑤	伊部袈裟晴②	三井正一②	由井茂延⑥	輿水順彦⑥
	三井静雄⑤							
第5区 峠南地区 総代定数 10～15名	青柳仁史⑦	深澤一正⑦	笠井 誠⑦	平田久和⑥	井上 悟⑦	浅野敬次⑦	渡辺正弘⑤	遠藤優志③
	依田一彦⑦	望月千昭⑦	岩柳憲幸⑥					他1名
第6区 郡内地区 総代定数 15～20名	堀内慎也⑥	土谷志満子⑦	中村幸雄⑦	長田富也⑦	志村司郎⑦	杉田 進②	平井 武②	高部政幸②
	奥秋健次①	勝俣恒之⑦	渡邊一美⑦	加藤隆義⑤	井出與五右衛門③	宮下俊吉③	三浦 武①	志村吉康⑦
	小宮信正②	星野 真太郎②						

(注) 氏名開示の同意を得られていない総代の方は、選挙区毎に他〇名と記載しております。

(2) 総代の選出方法

前記(1)の選挙区ごとに、その選挙区に所属する組合員の中から選挙者名簿を確定し、総代の選挙を行っております。

候補者の届出につきましては、総代候補者を推薦する組合員、または総代候補者になろうとする組合員が選挙長である理事長に総代立候補届を行い、選挙区ごとの候補者氏名を当組合の掲示場に公告しております。

なお、候補者の数が当該選挙区における総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者とし、選挙は行っておりません。

3. 第70期通常総代会の決議事項

令和5年6月30日に第70期通常総代会を開催し、次の議案が上程され、それぞれ原案どおり承認されました。

- ・第1号議案 第70期損失処理（案）承認の件
- ・第2号議案 第71期事業計画（案）承認の件
- ・第3号議案 定款の一部改定の件
- ・第4号議案 組合員の除名に関する件



第70期通常総代会

▼報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬については、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては、役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事會において決定しております。

(2) 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する基本報酬等	27

(注) 対象役員に該当する理事は2名、監事は1名です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

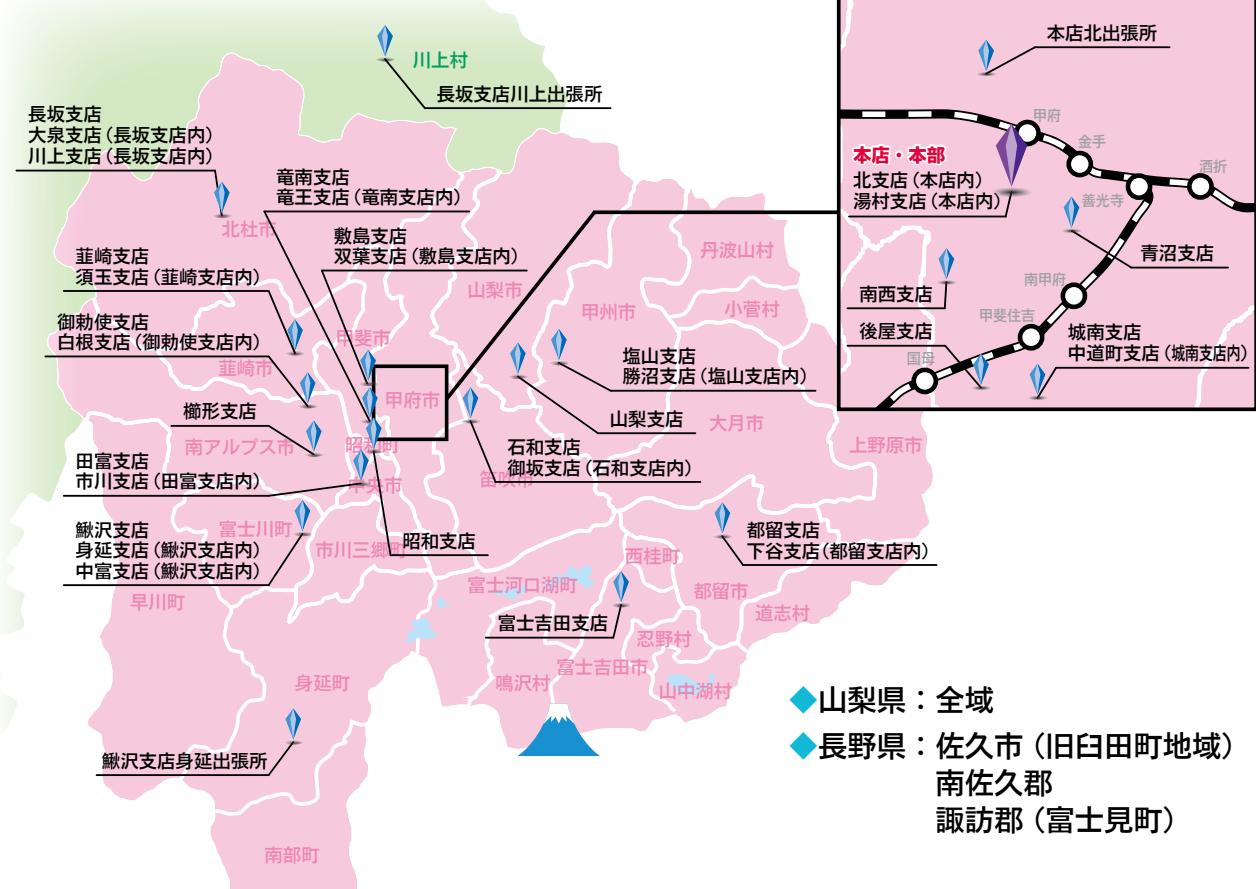
当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としてあります。

営業地区のご案内

◆ 34店舗のネットワーク



店舗一覧表（事務所の名称・所在地）

令和5年7月1日現在

番	店名	住所	電話番号	ATM	番	店名	住所	電話番号	ATM
150	本部	〒400-8691 甲府市相生1-2-34	055-228-5151		301	鷺崎支店 (鷺崎支店内:須玉支店)	〒407-0024 鷺崎市本町1-4-21	0551-22-2131	● ● ● ●
123	本店 (本店内:北支店・湯村支店)	〒400-0858 甲府市相生1-2-34	055-220-7800	● ● ● ● ●	308	長坂支店 (長坂支店内:川上支店・大泉支店)	〒408-0021 北杜市長坂町長坂上条2502-1	0551-32-2551	● ● ●
202	本店北出張所	〒400-0026 甲府市塩部1-9-8	055-252-3275	● ●	311	長坂支店 川上出張所	〒384-1407 長野県南佐久郡川上村 御所平1409-5	0267-97-2131	● ●
101	都留支店 (都留支店内:下谷支店)	〒402-0053 都留市上谷2-1-10	0554-43-4151	● ● ● ● ●	313	竜南支店 (竜南支店内:龍王支店)	〒400-0114 甲斐市万才330-1	055-276-8131	● ● ●
102	富士吉田支店	〒403-0004 富士吉田市下吉田4-5-19	0555-23-4151	● ● ● ● ●	314	櫛形支店	〒400-0305 南アルプス市十五所745-1	055-282-1131	● ● ●
206	田富支店 (田富支店内:市川支店)	〒409-3843 中央市西花輪4588	055-273-2508	● ● ● ● ●	315	敷島支店 (敷島支店内:双葉支店)	〒400-0124 甲斐市中下条1582-2	055-277-2510	● ● ● ●
208	青沼支店	〒400-0867 甲府市青沼2-11-5	055-233-0205	● ● ● ● ●	316	御勅使支店 (御勅使支店内:白根支店)	〒400-0214 南アルプス市百々2168-8	055-285-0714	● ●
210	城南支店 (城南支店内:中道町支店)	〒400-0845 甲府市上今井町220-1	055-241-4111	● ● ●	317	昭和支店	〒409-3863 中巨摩郡昭和町河東中島298	055-275-2919	● ●
215	石和支店 (石和支店内:御坂支店)	〒406-0031 笛吹市石和町市部1075	055-262-3635	● ● ●	501	鰐沢支店 (鰐沢支店内:身延支店・中富支店)	〒400-0601 南巨摩郡富士川町鰐沢1641-2	0556-22-4511	● ● ● ●
219	南西支店	〒400-0046 甲府市下石田2-11-5	055-228-7020	● ● ●	504	鰐沢支店 身延出張所	〒409-2412 南巨摩郡身延町角打3065	0556-62-1125	● ●
223	後屋支店	〒400-0045 甲府市後屋町500-2	055-243-3010	● ●					
224	塩山支店 (塩山支店内:勝沼支店)	〒404-0043 甲州市塩山下於曽542	0553-32-3223	● ● ●					
227	山梨支店	〒405-0006 山梨市小原西91-1	0553-22-1221	● ● ● ● ●					

〈ATMご利用時間〉 ●…平日 8:30～21:00 ●…土曜 9:00～21:00 ●…日曜 9:00～21:00 ●…祝日 9:00～21:00

店外ATM

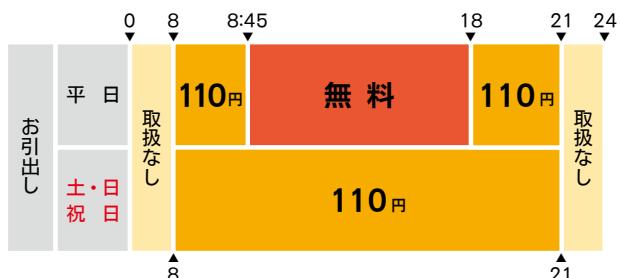
令和5年7月1日現在

設置場所	平 日	土 曜	日 祝	設置場所	平 日	土 曜	日 祝
湯村S C出張所 甲府市千塚1-9-14	●	●	●	イオン石和出張所 笛吹市石和町松本222-1	●	●	●
甲府桜町通り出張所 甲府市中央1-18-6	●	●		セルバ御坂店出張所 笛吹市御坂町夏目原1116	●	●	●
イーストモール出張所 甲府市朝氣3-1-12	●	●	●	牧丘出張所 山梨市牧丘町窪平61	●	●	
酒折出張所 甲府市酒折2-11-24	●	●		大泉出張所 北杜市大泉町西井出3380-1	●	●	
中道町出張所 甲府市上曾根町3008-1	●	●		須玉出張所 北杜市須玉町若神子2300-4	●	●	●
ラザウォーク甲斐双葉出張所 甲斐市志田645-1	●	●	●	長坂SCきららシティ出張所 北杜市長坂町大八田102-1	○	○	○
竜王出張所 甲斐市篠原2666-1	●	●		武川出張所 北杜市武川町牧原1450-2	●	●	
イツモア双葉SC出張所 甲斐市龍地4445-1	●	●	●	白根出張所 南アルプス市飯野3439-2	●	●	
勝沼出張所 甲州市勝沼町勝沼3085	●	●		峡西病院出張所 南アルプス市下宮地421-1	○	○	○
都留文科大学前出張所 都留市田原2-7-12	●	●	●	イトヨーカ堂甲府昭和店出張所 中巨摩郡昭和町西条13-1	●	●	●
綿半都留店出張所 都留市四日市場155-1	○	○	○	DCMくろがねや富士川店出張所 南巨摩郡富士川町青柳町960-1	●	●	●
三ツ峠出張所 南都留郡西桂町小沼979-1	●	●		中富出張所 南巨摩郡身延町飯富1917	●	●	●
〈ATMご利用時間〉				●…平日9:00～21:00	●…土曜9:00～21:00	●…日曜9:00～21:00	●…祝日9:00～21:00
○…平日9:00～20:00				○…土曜9:00～20:00	○…日曜9:00～20:00	○…祝日9:00～20:00	
○…平日9:00～19:00				○…土曜9:00～17:00	○…日曜9:00～17:00		

便利な提携ATM

以下の時間帯で当組合のキャッシュカードをご利用いただけます。
 残高照会は手数料無料です。通帳・法人カードはご利用になれません。
 セブン銀行のATMは24時間ご利用になれます。

●山梨中央銀行設置ATM



●セブン銀行ATM



●しんくみお得ねっと

全国の「しんくみお得ねっと」提携信用組合のATMでもお引出し手数料が無料（平日8：45～18：00、土曜日9：00～14：00）でご利用いただけます。

インターネットバンキング・口座管理アプリ「しんくみアプリwith CRECO」

『けんみん信組インターネットバンキング』は、インターネットを利用して、お取引口座の残高照会・入出金明細の照会がご利用いただけるサービスです。さらに、お取引口座から当組合の本支店および他金融機関への振込・振替もできる大変便利なサービスです。

また、キャッシュカードを発行している普通預金口座をお持ちの個人のお客さま向けに、スマートフォンでご利用いただける『しんくみアプリ with CRECO(クレコ)』の取扱いを開始いたしました。お持ちのスマートフォンにて、アプリ内で口座連携することで、ご登録いただいている口座の残高、入出金明細情報の内容をカレンダー形式で手軽に便利にご確認いただけます。

更に、クレジットカードのご利用状況も一元管理することができ、一つのスマートフォンアプリで通帳とクレジットカードの管理が可能となります。



ご利用に当たっては、公式アプリのダウンロードが必要となります。

詳細は当組合HPをご参照ください。



貸借対照表

(単位：千円)

科目	令和3年度	令和4年度	科目	令和3年度	令和4年度
(資産の部)					
現金	5,036,693	4,509,195	預金	399,994,731	400,328,257
預け金	166,695,595	161,987,526	当座預金	3,936,677	3,216,085
有価証券	52,038,798	46,361,374	普通預金	145,139,978	152,265,422
国債	8,798,250	8,437,250	貯蓄預金	64,521	67,928
地方債	—	—	通知預金	2,125	2,125
社債	37,047,274	32,839,343	定期預金	224,424,648	219,839,249
株式	285,238	294,624	定期積金	15,717,517	14,003,806
その他の証券	5,908,035	4,790,156	その他預金	10,709,262	10,933,638
貸出金	201,826,942	205,308,553	借用金	16,847,710	9,542,060
割引手形	381,184	433,027	借入金	47,710	42,060
手形貸付	18,382,349	18,305,017	当座借越	16,800,000	9,500,000
証書貸付	178,930,895	181,428,541	その他負債	1,317,696	1,208,410
当座貸越	4,132,513	5,141,967	未決済為替借	72,633	82,392
その他の資産	3,282,325	3,722,570	未払費用	135,718	162,609
未決済為替貸	24,188	25,248	給付補填備金	9,178	8,255
全信組連出資金	2,590,000	2,590,000	未払法人税等	11,673	11,670
前払費用	—	1,489	前受収益	112,020	121,209
未収収益	408,379	376,325	払戻未済金	679,130	570,078
その他の資産	259,757	729,506	職員預り金	186,692	170,916
有形固定資産	7,359,612	7,004,651	リース債務	954	139
建物	1,544,241	1,347,228	資産除去債務	37,452	35,211
土地	5,053,414	4,957,086	その他の負債	72,243	45,927
リース資産	892	127	賞与引当金	47,971	61,742
建設仮勘定	—	—	偶発損失引当金	19,204	21,331
その他の有形固定資産	761,064	700,209	その他の引当金	5,753	7,331
無形固定資産	89,622	102,734	繰延税金負債	—	—
その他の無形固定資産	89,622	102,734	再評価に係る繰延税金負債	274,285	274,197
繰延税金資産	—	—	債務保証	418,696	325,620
債務保証見返	418,696	325,620	負債の部合計	418,926,049	411,768,949
貸倒引当金 (うち個別貸倒引当金)	△ 5,701,758 (△ 3,933,459)	△ 6,372,124 (△ 4,647,985)	(純資産の部)		
その他の引当金	△ 1,000	—	出資金	34,752,419	34,235,115
			普通出資金	5,852,419	5,335,115
			優先出資金	28,900,000	28,900,000
			利益剰余金	△ 22,898,016	△ 22,649,327
			利益準備金	—	—
			その他利益剰余金	△ 22,898,016	△ 22,649,327
			特別積立金	—	—
			当期末処理損失金	22,898,016	22,649,327
			組合員勘定合計	11,854,402	11,585,787
			その他有価証券評価差額金	△ 300,317	△ 969,796
			土地再評価差額金	565,394	565,163
			評価・換算差額等合計	265,077	△ 404,633
			純資産の部合計	12,119,480	11,181,154
資産の部合計	431,045,529	422,950,103	負債及び純資産の部合計	431,045,529	422,950,103

※ 貸借対照表の注記事項は、20・21ページに記載しております。

貸借対照表の注記事項

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行ってあります。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。
- ただし、旧甲府中央信用組合、旧谷村信用組合は、土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づく、事業用の土地の再評価は行っておりません。
- (1) 旧美駒信用組合の土地の再評価
再評価を行った年月日 平成10年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 505百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 860百万円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第3号に定める固定資産課税評価額に基づいて、合理的な調整を行って算出し再評価を行いました。なお、同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額は△598百万円であります。
- (2) 旧やまみみ信用組合の土地の再評価
再評価を行った年月日 平成11年3月25日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 574百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 1,055百万円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の所在地により次のいずれかの方法により評価額を算出します。
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第3号（固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法）又は第2条第4号（地価税の課税対象価格（路線価）に合理的な調整を行って算定する方法）による。
なお、同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額は△752百万円であります。
4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法【ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法】を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 15年～50年
その他 3年～20年
5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております。なお、自組利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る有形固定資産（リース資産）の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当の基準に則り、次のとおり計上しております。
破産・特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の歴史可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の歴史可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間ににおける各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当しております。
- 全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められた額を控除了の残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,051百万円であります。
8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に属する額を計上しております。
9. 当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びに、これらに関する補足説明は次のとおりであります。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和4年3月31日現在）
年金資産の額 225,436百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 221,592百万円
差引額 3,843百万円
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
(自 令和3年4月 至 令和4年3月)
1.887%
- (3) 补足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高12,394百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間10年の元利均等償却であり、当組合は、当期の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金24百万円を費用処理しております。なお、上記(2)の割合は、当組合の実際の負担割合とは一致しません。
10. 偽犯損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出し見込額を計上しております。
11. 睡眠預金損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額をその他の引当金として計上しております。
12. 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、外国為替送金手数料等の外國為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充当されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によってあります。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

14. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 6,372百万円
重要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

15. 協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正（令和2年1月24日内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、協同組合による金融事業に関する法律の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 75百万円

17. 有形固定資産の減価償却累計額 9,027百万円

18. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外國為替、「その他資産」中の未収利息及び返払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産再生債権及びこれらに準ずる債権額	4,644百万円
危険債権額	6,732百万円
要管埋債権額	354百万円
三月以上延滞債権額	78百万円
貸出条件緩和債権額	276百万円
小計額	11,731百万円
正常債権額	194,025百万円
合計額	205,757百万円

破産再生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産再生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産再生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産再生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産・被破・被生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

19. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、433百万円であります。

20. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金 25,600百万円
	有価証券 14,200百万円
担保資産に応する債務	借用金 9,500百万円
上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行歳入復代理店取引のため10,163百万円を担保として提供しております。	△ 3,321円 17銭

21. 出資1口当たりの純資産額

22. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区のお客さまに対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券であります。満期保有目的・純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理
当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資関係部により行われ、また、定期的に経営陣を含めた審査会や常勤理事会及び理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、信用リスクの管理状況については、融資部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部ミドル部門が、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において金利リスクを把握・確認のうえ、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には、総合企画部ミドル部門において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、月次ベースでALM委員会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理方針に基づき、「市場リスク管理規程」及び「資金運用規程」に従い、行っています。

総合企画部フロント部門では、市場運用商品の運用を行っており、事前査定、投資限度額の設定のほか、ミドル部門による継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

(ii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、及び「預金積金」であります。当組合では、これらの金融資産及び金融負債のリスク量をVaRにより計測し、そのリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理を行っております。VaRによる計測にあたっては、保有期間1年、信頼区間99%、観測期間2年により算出しており、当事業年度末現在のリスク量は、2,907百万円です。

- (③) 資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、前提条件等によつては、当該価額が異なることもあります。

23. 金融商品の時価等に関する事項
令和5年3月31日における貸借対照表上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注2）参照。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表上額	時価	差額
(1)預け金（＊1）	161,987	162,110	122
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	7,309	7,262	△ 47
その他有価証券	38,813	38,813	—
(3)貸出金（＊1）	205,308	—	—
貸倒引当金（＊2）	△ 6,362	—	—
	198,945	202,340	3,394
金融資産計	407,056	410,526	3,469
(1)預金積金（＊1）	400,328	399,608	△ 719
(2)借用金（＊3）	9,542	9,542	—
金融負債計	409,870	409,150	△ 719

（＊1）預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡単な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（＊2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊3）借用金の「時価」には、帳簿価格を「時価」として記載しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

【金融資産】

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしてあります。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの帳簿価額

② ①以外については、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

【金融負債】

(1) 預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてあります。定期預金の時価は、種類ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借用金

借用金については、帳簿価額を時価としております。

（注2）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表上額
非上場株式（＊）	238
組合出資金（＊）	2,594
合計	2,833

（＊）非上場株式及び組合出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしてありません。

24. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的の有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券（単位：百万円）

【時価が貸借対照表上額を超えるもの】

貸借対照表上額	時価	差額
国 債	—	—
地 方 債	—	—
社 債	1,000	1,007
そ の 他	500	501
小 計	1,500	1,509

【時価が貸借対照表上額を超えないもの】

貸借対照表上額	時価	差額
国 債	—	—
地 方 債	—	—
社 債	3,299	3,266
そ の 他	2,510	2,486
小 計	5,809	5,753
合 計	7,309	7,262

（注）時価は当該事業年度末における市場価格等に基づいております。

（3）子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

(4) その他有価証券（単位：百万円）

【貸借対照表上額が取得原価を超えるもの】

貸借対照表上額	取得原価	評価差額
株 式	56	35
債 券	3,303	3,300
国 債	—	—
地 方 債	—	—
社 債	3,303	3,300
そ の 他	—	—
小 計	3,360	3,336

【貸借対照表上額が取得原価を超えないもの】

貸借対照表上額	取得原価	評価差額
株 式	—	—
債 券	33,673	34,647
国 債	8,437	9,005
地 方 債	—	—
社 債	25,236	25,641
そ の 他	1,779	1,799
小 計	35,453	36,447
合 計	38,813	39,783

（注）貸借対照表上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

25. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

26. 当期中に売却した他の有価証券は、次のとおりであります。

売却額 売却益 売却損
200百万円 -一百万円 -一百万円

27. その他の有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	2,199	14,166	7,969	16,062
国 債	—	—	—	8,437
地 方 債	—	—	—	—
社 債	2,199	14,166	7,969	7,625
そ の 他	1,498	3,291	—	—
合 計	3,698	17,458	7,969	16,062

28. 当座貸越契約及び貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、17,000百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュフローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒否又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴収するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きの要請等を講じております。

29. 線延税金資産の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。（単位：百万円）

線延税金資産	貸出金償却有税分	1,161
	貸倒引当金損算入限度超過額	1,583
	減損損失	436
	その他有価証券評価差額金	267
	未収利息	166
	税務上の繰越欠損金	22,695
	そ の 他	66
線延税金資産小計		26,377
	税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 22,695
	将来減產一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 3,681
評価性引当額小計		△ 26,377
線延税金資産合計		—

損益計算書の注記事項

（注）1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益 42円27銭

3. 固定資産の減損に係る会計基準の適用に伴い、以下の資産について減損損失を計上しております。

地 域	主な用途	主な種類	減損損失（千円）
甲府市内	営業用店舗等	建物	94,726
甲府市外	営業用店舗等	土地、建物	108,840
甲府市内	遊休資産	土地、建物	402
甲府市外	遊休資産	土地、建物	6,816
合 計			210,785

営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は各資産をグループの最小単位としております。本部、研修センター、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としてあります。

当期においては、営業用店舗の建て替え計画・統廃合計画により、当該資産の帳簿価額全額を「減損損失」として特別損失に計上したほか、遊休資産について継続的に地価が下落したこと、および事業用資産・遊休資産の売却方針により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を「減損損失」として特別損失に計上しております。

回収可能価額は主に正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額及び売却予定額に基づいて算定しております。

4. 当該事業年度における顧客との契約から生じる収益の金額は、299,884千円であります。

5. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

損益計算書

(単位：千円)

科目	令和3年度	令和4年度	科目	令和3年度	令和4年度
経常収益	5,227,673	5,309,071	特別利益	86,214	30,833
資金運用収益	4,084,387	4,055,428	固定資産処分益	84,746	29,304
貸出金利息	3,469,709	3,455,048	その他の特別利益	1,467	1,528
預け金利息	205,786	194,283	特別損失	70,940	213,912
有価証券利息配当金	280,402	263,808	固定資産処分損	57,214	3,127
その他の受入利息	128,488	142,288	減損損失	4,996	210,785
役務取引等収益	303,004	284,660	その他の特別損失	8,729	—
受入為替手数料	112,471	95,503	税引前当期純利益	1,029,947	260,090
その他の役務収益	190,532	189,157	法人税・住民税及び事業税	11,669	11,720
その他業務収益	55,616	15,224	法人税等調整額	△ 231	△ 87
国債等債券売却益	—	—	法人税等合計	11,438	11,632
国債等債券償還益	38,500	—	当期純利益	1,018,509	248,457
その他の業務収益	17,116	15,224	繰越金（当期首残高）	△ 23,917,134	△ 22,898,016
その他経常収益	784,664	953,758	土地再評価差額金取崩額	608	231
償却債権取立益	330,987	571,624	当期末処理損失金	22,898,016	22,649,327
株式等売却益	—	—			
その他の経常収益	453,677	382,134			
経常費用	4,213,000	4,865,902			
資金調達費用	86,516	87,510			
預金利息	107,820	104,065			
給付補填備金繰入額	3,335	2,413			
借用金利息	△ 25,652	△ 19,885			
その他の支払利息	1,013	917			
役務取引等費用	403,730	362,496			
支払為替手数料	69,895	58,195			
その他の役務費用	333,835	304,301			
その他業務費用	1,785	1,247			
国債等債券売却損	—	—			
国債等債券償還損	—	—			
国債等債券償却	—	—			
その他の業務費用	1,785	1,247			
経常費	3,025,267	2,931,451			
人件費	1,646,223	1,644,034			
物件費	1,227,700	1,142,858			
税金	151,343	144,557			
その他経常費用	695,700	1,483,196			
貸倒引当金繰入額	333,344	1,186,061			
貸出金償却	165,105	127,985			
株式等売却損	—	—			
株式等償却	—	—			
その他資産償却	4	1,003			
その他の経常費用	197,246	168,145			
経常利益	1,014,673	443,169			

※ 損益計算書の注記事項は、21ページに記載しております。

損失金処理計算書

(単位：千円)

科目	令和3年度	令和4年度
当期末処理損失金	22,898,016	22,649,327
	—	—
繰越金（当期末残高）	△ 22,898,016	△ 22,649,327

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第70期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び損失金処理計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和5年7月3日

山梨県民信用組合

理事長 南 邦 男

法定監査の状況

当組合は、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項の規定に基づき、「貸借対照表」「損益計算書」「損失金処理計算書」等につきまして、会計監査人である監査法人コスモスの監査を受けております。

主要な経営指標等の推移

(単位：千円)

区分	第66期 平成30年度	第67期 令和元年度	第68期 令和2年度	第69期 令和3年度	第70期 令和4年度
経常収益	5,563,525	5,988,495	5,971,127	5,227,673	5,309,071
経常利益	△ 12,416,242	△ 9,616,159	△ 6,928,691	1,014,673	443,169
業務純益	△ 7,546	△ 973,388	2,062,633	1,076,105	1,016,768
コア業務純益	897,294	656,399	759,770	887,209	972,607
当期純利益	△ 6,683,751	△ 4,326,122	△ 2,862,024	1,018,509	248,457
預金積金残高	387,892,819	386,783,638	395,678,395	399,994,731	400,328,257
貸出金残高	244,198,964	205,768,847	199,962,313	201,826,942	205,308,553
有価証券残高	53,401,224	53,733,883	55,215,477	52,038,798	46,361,374
総資産額	420,065,691	411,631,440	428,084,651	431,045,529	422,950,103
純資産額	21,851,530	15,826,314	12,004,478	12,119,480	11,181,154
自己資本比率(単体)	10.43 %	8.88 %	7.57 %	7.83 %	7.95 %
出資総額	37,868,311	36,300,448	35,316,806	34,752,419	34,235,115
出資総口数	14,918,311 口	13,350,448 口	12,366,806 口	11,802,419 口	11,285,115 口
出資に対する配当率及び配当金	— % —	— % —	— % —	— % —	— % —
職員数	424人	362人	316人	295人	275人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。
 2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出してあります。

経理・経営内容

経費の内訳

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和4年度
人件費	1,646,223	1,644,034
報酬給料手当	1,309,409	1,304,997
退職給付費用	126,603	121,703
その他の	210,210	217,334
物件費	1,227,700	1,142,858
事務費	524,510	523,907
固定資産費	237,066	259,263
事業費	56,734	55,455
人事厚生費	11,921	11,545
減価償却費	278,252	234,870
その他の	119,216	57,817
税金	151,343	144,557
経費合計	3,025,267	2,931,451

業務粗利益及び業務純益等

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和4年度
資金運用収益	4,084,387	4,055,428
資金調達費用	86,516	87,510
資金運用収支	3,997,871	3,967,918
役務取引等収益	303,004	284,660
役務取引等費用	403,730	362,496
役務取引等収支	△ 100,726	△ 77,836
その他業務収益	55,616	15,224
その他業務費用	1,785	1,247
その他の業務収支	53,831	13,977
業務粗利益	3,950,976	3,904,058
業務粗利益率	0.92%	0.92%
業務純益	1,076,105	1,016,768
実質業務純益	925,709	972,607
コア業務純益	887,209	972,607
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	887,209	972,607

総資産利益率

(単位：%)

区分	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.23	0.10
総資産当期純利益率	0.23	0.05

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

3. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

4. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

5. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

経理・経営内容

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高 (百万円)	利 息 (千円)	利回り (%)
資金運用勘定	令和3年度	425,591	4,084,387	0.95
	令和4年度	420,647	4,055,428	0.96
う ち 貸 出 金	令和3年度	199,703	3,469,709	1.73
	令和4年度	201,936	3,455,048	1.71
う ち 預 け 金	令和3年度	168,689	205,786	0.12
	令和4年度	167,483	194,283	0.11
う ち 有 価 証 券	令和3年度	54,603	280,402	0.51
	令和4年度	48,633	263,808	0.54
資金調達勘定	令和3年度	419,471	86,516	0.02
	令和4年度	414,982	87,510	0.02
う ち 預 金 積 金	令和3年度	401,504	111,155	0.02
	令和4年度	402,876	106,478	0.02
う ち 譲渡性預金	令和3年度	—	—	—
	令和4年度	—	—	—
う ち 借 用 金	令和3年度	17,770	△ 25,652	△ 0.14
	令和4年度	12,013	△ 19,885	△ 0.16

受取利息及び支払利息の増減 (単位:千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
受取利息の増減	△ 111,554	△ 28,958
支払利息の増減	△ 39,786	994

総資金利鞘等 (単位: %)

区 分	令和3年度	令和4年度
資金運用利回り(a)	0.95	0.96
資金調達原価率(b)	0.74	0.72
総資金利鞘(a) - (b)	0.21	0.24

預貸率及び預証率 (単位: %)

区 分	令和3年度	令和4年度
預 貸 率	(期末)	50.45
	(期中)	49.73
預 証 率	(期末)	13.00
	(期中)	13.59

役務取引の状況 (単位:千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
役務取引等収益	303,004	284,660
受入為替手数料	112,471	95,503
その他の受入手数料	188,816	187,394
その他の役務取引等収益	1,716	1,762
役務取引等費用	403,730	362,496
支払為替手数料	69,895	58,195
その他の支払手数料	272,585	241,033
その他の役務取引等費用	61,250	63,267

1店舗当たりの預金及び貸出金残高 (単位:百万円)

区 分	令和3年度末	令和4年度末
1店舗当たりの預金残高	11,764	11,774
1店舗当たりの貸出金残高	5,936	6,038

職員1人当たりの預金及び貸出金残高 (単位:百万円)

区 分	令和3年度末	令和4年度末
職員1人当たりの預金残高	1,355	1,455
職員1人当たりの貸出金残高	684	746

その他業務収益 (単位:千円)

項 目	令和3年度	令和4年度
外 国 為 替 売 買 益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	38,500	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	17,116	15,224
その他業務収益合計	55,616	15,224

資金運用（貸出金）

貸出金種類別平均残高（単位：百万円、%）

科 目	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	355	0.17	424	0.21
手形貸付	14,964	7.49	16,891	8.36
証書貸付	180,203	90.23	180,386	89.32
当座貸越	4,180	2.09	4,234	2.09
合 計	199,703	100.00	201,936	100.00

貸出金使途別残高（単位：百万円、%）

区 分	令和3年度末		令和4年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	134,032	66.40	135,048	65.77
設備資金	67,794	33.59	70,260	34.22
合 計	201,826	100.00	205,308	100.00

消費者ローン・住宅ローン残高（単位：百万円、%）

区 分	令和3年度末		令和4年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	6,127	27.12	6,086	26.21
住宅ローン	16,463	72.87	17,136	73.79
合 計	22,590	100.00	23,222	100.00

貸出金金利区分別残高（単位：百万円）

区 分	令和3年度末	令和4年度末
固定金利貸出	126,177	126,227
変動金利貸出	75,649	79,081
合 計	201,826	205,308

貸出金業種別残高・構成比（単位：百万円、%）

業種別	令和3年度末		令和4年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	16,639	8.24	16,899	8.23
農業、林業	3,457	1.71	3,504	1.70
漁業	4	0.00	7	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	313	0.15	301	0.14
建設業	21,134	10.47	21,176	10.31
電気、ガス、熱供給、水道業	2,192	1.08	2,416	1.17
情報通信業	512	0.25	404	0.19
運輸業、郵便業	6,042	2.99	6,046	2.94
卸売業、小売業	15,249	7.55	15,526	7.56
金融業、保険業	358	0.17	435	0.21
不動産業	25,481	12.62	26,806	13.05
物品賃貸業	1,638	0.81	1,355	0.66
学術研究、専門・技術サービス業	43	0.02	42	0.02
宿泊業	1,513	0.75	1,646	0.80
飲食業	2,564	1.27	2,646	1.28
生活関連サービス業、娯楽業	359	0.17	427	0.20
教育、学習支援業	70	0.03	80	0.03
医療、福祉	1,182	0.58	1,229	0.59
その他のサービス	19,949	9.88	19,743	9.61
その他の産業	1,500	0.74	1,387	0.67
小計	120,209	59.56	122,084	59.46
地方公共団体 個人（住宅・消費・納税資金等）	49,274 32,342	24.41 16.02	51,397 31,826	25.03 15.50
合計	201,826	100.00	205,308	100.00

資金運用（貸出金）

協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 (単位：百万円)

区分		債 権 額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保 全 額 (D)=(B)+(C)	保全率(%) (D)/(A)	貸倒引当金 引当率(%) (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	3,153	1,718	1,434	3,153	100.00	100.00
	令和4年度	4,644	1,904	2,740	4,644	100.00	100.00
危険債権	令和3年度	8,139	3,593	2,498	6,092	74.85	54.97
	令和4年度	6,732	3,501	1,907	5,409	80.33	59.03
要管理債権	令和3年度	205	75	59	135	65.86	45.99
	令和4年度	354	123	122	245	69.39	52.99
三月以上延滞債権	令和3年度	14	8	4	13	91.55	77.50
	令和4年度	78	58	26	85	109.03	135.46
貸出条件緩和債権	令和3年度	190	66	55	121	63.70	44.48
	令和4年度	276	65	95	160	58.16	45.20
不良債権計	令和3年度	11,497	5,388	3,992	9,380	81.59	65.35
	令和4年度	11,731	5,529	4,770	10,299	87.79	76.91
正常債権	令和3年度	190,893					
	令和4年度	194,025					
合 計	令和3年度	202,390					
	令和4年度	205,757					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
5. 「条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1,2及び4に掲げるものを除く。)です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1,2及び3に掲げるものを除く。)です。
7. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金(C)」には、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払いの全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものです。
10. 金額は償却後の計数です。

資金運用（貸出金）

貸倒引当金の内訳 (単位：百万円)

区分	令和3年度		令和4年度	
	金額	増減額	金額	増減額
一般貸倒引当金	1,768	△ 150	1,724	△ 44
個別貸倒引当金	3,933	△ 345	4,647	714
合計	5,701	△ 495	6,372	670

貸出金償却額 (単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
貸出金償却額	165	127

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので、「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

資金運用（有価証券）

有価証券種類別残存期間別残高 (単位：百万円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	令和3年度末	—	—	—	8,798	—
	令和4年度末	—	—	—	8,437	8,798
地方債	令和3年度末	—	—	—	—	—
	令和4年度末	—	—	—	—	—
短期社債	令和3年度末	—	—	—	—	—
	令和4年度末	—	—	—	—	—
社債	令和3年度末	2,999	10,385	12,831	10,831	37,046
	令和4年度末	2,199	14,166	7,969	7,625	32,839
株式	令和3年度末	—	—	—	285	285
	令和4年度末	—	—	—	294	294
外国証券	令和3年度末	1,099	4,509	298	—	5,906
	令和4年度末	1,498	3,291	—	—	4,790
その他の証券	令和3年度末	—	—	—	—	—
	令和4年度末	—	—	—	—	—
合計	令和3年度末	4,384	14,894	13,129	19,629	52,036
	令和4年度末	3,698	17,458	7,969	16,062	46,361

有価証券種類別平均残高 (単位：百万円、%)

区分	金額	構成比
国債	令和3年度	9,006
	令和4年度	9,004
地方債	令和3年度	—
	令和4年度	—
短期社債	令和3年度	—
	令和4年度	—
社債	令和3年度	38,954
	令和4年度	34,279
株式	令和3年度	273
	令和4年度	273
外国証券	令和3年度	6,368
	令和4年度	5,075
その他の証券	令和3年度	—
	令和4年度	—
合計	令和3年度	54,603
	令和4年度	48,633

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

有価証券、金銭の信託等取得価格または契約価格、時価及び評価損益 (単位：百万円)

区分	令和3年度末			令和4年度末		
	取得価格又は契約価格	時価	評価損益	取得価格又は契約価格	時価	評価損益
有価証券	52,339	52,062	△ 276	47,331	46,313	△ 1,017
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
デリバティブ等商品	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 「時価」欄は、時価のあるものについては市場価格等に基づく期末日時価、それ以外のものは帳簿価格です。詳細につきましては、貸借対照表の注記をご参照ください。
2. デリバティブ等商品の取り扱いはありません。

資金調達

預金種目別平均残高 (単位:百万円、%)

種 目	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	158,099	39.37	163,477	40.58
定期性預金	243,405	60.62	239,309	59.41
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合 計	401,504	100.00	402,786	100.00

預金者別預金残高 (単位:百万円、%)

区 分	令和3年度末		令和4年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	313,794	78.44	306,140	76.47
法人	86,200	21.55	94,187	23.53
一般法人等	52,850	13.21	53,228	13.30
金融機関	147	0.03	233	0.06
公金	33,203	8.30	40,726	10.17
合 計	399,994	100.00	400,328	100.00

財形貯蓄残高 (単位:百万円)

区 分	令和3年度末	令和4年度末
財形貯蓄残高	1,228	1,176

定期預金種類別残高 (単位:百万円)

区 分	令和3年度末	令和4年度末
固定金利預金	224,346	219,763
変動金利預金	78	76
合 計	224,424	219,839

その他業務

代理貸付業務の内訳 (単位:百万円)

区 分	令和3年度末	令和4年度末
全国信用協同組合連合会	144	107
(株)商工組合中央金庫	102	83
(株)日本政策金融公庫	134	104
(株)住宅金融支援機構	7,537	7,143
財年金住宅福祉協会	35	27
そ の 他	60	22
合 計	8,015	7,488

内国為替取扱実績 (単位:百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
送金	203,263	155,163	207,703	190,010
振込	414,975	206,433	427,626	235,292

当組合の子会社

該当ありません

証券業務

【公共債引受業務】…… 該当事項はありません

【公共債窓販業務】…… 該当事項はありません

国際業務 (単位:千ドル)

【外国為替取扱高】

区 分	令和3年度		令和4年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
貿易	45	1,288	40	1,151
貿易外	7	20	6	20

【外貨建資産残高】…… 該当事項はありません

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	11,854	11,585
うち、出資金及び資本剰余金の額	34,752	34,235
うち、利益剰余金の額	△ 22,898	△ 22,649
うち、外部流出予定額(△)	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,768	1,724
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,768	1,724
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	13,622	13,309
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額	64	74
うち、のれんに係るもの	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	64	74
繰延税金資産（一時差異に係るもの）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	64	74
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	13,557	13,235

項目	令和3年度	令和4年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	165,301	158,921
資産（オン・バランス）項目	165,056	158,750
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポート	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス等取引項目	245	171
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—
中央清算機関連エクスポートに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーションル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,674	7,383
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーションル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（二）	172,976	166,304
自己資本比率		
自己資本比率（(一)/(二)）	7.83	7.95

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出してあります。なお、当組合は国内基準により算出してあります。

● 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本につきましては、地域のお客さまからお預りしている普通出資金、上部団体である全国信用協同組合連合会からの優先出資金および利益剰余金等が該当します。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。これらの発行主体はいずれも当組合であります。

区分	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 (百万円)	配当率
普通出資	5,335	—
非累積的永久優先出資	1,000	(配当率) 5年物TONAスワップレート+調整レート(0.059%) +スプレッド
〃	5,400	(配当率) 5年物TONAスワップレート+調整レート(0.059%) +スプレッド
〃	22,500	(配当率) 12ヶ月円TIBORレート+1.54%

自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	165,301	6,612	158,921	6,356
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスボージャー	165,301	6,612	158,921	6,356
(i) ソブリン 向け	881	35	1,141	45
(ii) 金融機関向け	34,815	1,392	33,590	1,343
(iii) 法人等向け	36,965	1,478	36,638	1,465
(iv) 中小企業等・個人向け	32,539	1,301	33,979	1,359
(v) 抵当権付住宅ローン	2,609	104	3,097	123
(vi) 不動産取得等事業向け	29,958	1,198	24,090	963
(vii) 三月以上延滞等	482	19	278	11
(viii) 出資等	278	11	278	11
出資等のエクスボージャー	278	11	278	11
重要な出資等のエクスボージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスボージャー	12,786	511	9,025	361
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスボージャー	2,590	103	4,478	179
(xi) その他の	11,392	455	12,321	492
② 証券化エクスボージャー	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャー	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスボージャー	—	—	—	—
⑤ ⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関連エクスボージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	7,674	306	7,383	295
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	172,976	6,919	166,304	6,652

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスボージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者にかかるエクスボージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスボージャーのことです。

5. 上記の「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスボージャーです。具体的には、取立未済手形、名寄せ後1億円超のエクスボージャーなどが含まれます。

6. オペレーションナル・リスクは、基礎的手法を採用しています。

<オペレーションナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益} (\text{直近3年間のうち正の値の合計額}) \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

● 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、所要自己資本額を大幅に上回っており経営の健全性・安全性に問題はありません。

また、将来の自己資本充実策につきましては、年度毎の事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本積上げを第一義的施策として考えております。

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 <業種別・地域別・残存期間別>

(単位：百万円)

業種区分 地域区分 期間区分	エクspoージャー 区分	信用リスクエクspoージャー期末残高						三月以上延滞 エクspoージャー		
		貸出金、貸出金に準 する資産、コミット メント及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引				
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	
製造業	22,615	22,628	17,410	17,623	5,205	5,004	—	—	129	20
農業、林業	3,926	4,014	3,926	4,014	—	—	—	—	25	59
漁業	4	7	4	7	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	914	801	313	301	600	500	—	—	—	—
建設業	24,005	24,024	22,504	22,623	1,500	1,400	—	—	149	69
電気、ガス、熱供給、水道業	4,953	5,283	2,336	2,568	2,616	2,715	—	—	—	—
情報通信業	1,117	1,005	516	405	600	600	—	—	—	—
運輸業、郵便業	6,861	7,000	6,361	6,300	500	700	—	—	26	—
卸売業、小売業	21,642	21,873	16,120	16,352	5,522	5,521	—	—	87	13
金融業、保険業	12,509	9,673	370	444	12,138	9,228	—	—	—	—
不動産業	33,371	33,043	26,956	28,330	6,414	4,712	—	—	33	15
物品賃貸業	1,638	1,356	1,638	1,356	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	43	42	43	42	—	—	—	—	—	—
宿泊業	1,533	1,666	1,533	1,666	—	—	—	—	1	0
飲食業	2,924	2,975	2,924	2,975	—	—	—	—	12	—
生活関連サービス業、娯楽業	959	1,037	359	437	600	600	—	—	0	—
教育、学習支援業	170	180	70	80	100	100	—	—	—	—
医療、福祉	2,198	2,245	1,183	1,230	1,015	1,014	—	—	—	—
その他のサービス	29,446	28,863	23,141	22,859	6,304	6,004	—	—	99	103
その他の産業	1,538	1,416	1,538	1,416	—	—	—	—	0	—
国・地方公共団体等	58,287	60,409	49,275	51,398	9,011	9,011	—	—	—	—
個人	23,860	23,322	23,860	23,322	—	—	—	—	117	125
その他	181,557	176,427	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	436,079	429,300	202,390	205,757	52,131	47,115	—	—	683	407
国内	430,156	424,483	202,390	205,757	46,207	42,298	—	—	683	407
国外	5,923	4,817	—	—	5,923	4,817	—	—	—	—
地域別合計	436,079	429,300	202,390	205,757	52,131	47,115	—	—	683	407
1年以下	38,491	35,800	34,388	32,092	4,103	3,707	—	—	—	—
1年超3年以下	22,586	24,776	15,674	15,467	6,912	9,309	—	—	—	—
3年超5年以下	25,427	25,577	17,408	17,355	8,018	8,222	—	—	—	—
5年超7年以下	26,362	19,926	18,648	17,223	7,714	2,702	—	—	—	—
7年超10年以下	69,556	71,521	64,045	66,010	5,511	5,510	—	—	—	—
10年超	69,614	73,847	51,650	57,086	17,964	16,760	—	—	—	—
期間の定めのないもの	184,039	177,850	575	520	1,906	903	—	—	—	—
その他の	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	436,079	429,300	202,390	205,757	52,131	47,115	—	—	683	407

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している者に係るエクspoージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分や期間区分に分類することが困難なエクspoージャーです。
4. 地域別に記載されております国外のエクspoージャーには、当組合の保有している外国債券等を記載しております。
5. CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれておりません。

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

貸倒引当金の内訳（27ページ）をご参照ください

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度		
製造業	459	515	515	854	51	46	408	575	515	854	84	38
農業、林業	18	33	33	72	16	5	2	8	33	72	—	25
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	232	172	172	172	—	—	232	—	172	172	—	—
建設業	533	372	372	494	232	79	301	803	372	494	9	3
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—
情報通信業	42	37	37	—	6	37	35	—	37	—	—	—
運輸業、郵便業	358	424	424	591	76	—	282	199	424	591	0	—
卸売業、小売業	572	506	506	638	139	3	430	645	506	638	26	0
金融業、保険業	16	17	17	19	—	—	16	—	17	19	—	—
不動産業	463	487	487	277	8	5	609	345	487	277	1	25
物品賃貸業	—	0	0	—	—	0	—	—	0	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	8	8	9	—	—	—	—	8	9	—	—
飲食業	150	3	3	11	131	3	18	4	3	11	14	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	26	—	—	—	—
教育、学習支援業	37	—	—	—	37	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	0	0	18	—	—	—	—	0	18	—	—
その他のサービス業	687	809	809	1,150	35	149	654	164	809	1,150	19	34
その他の産業	—	0	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	703	543	543	336	92	184	457	642	543	336	7	—
その他	0	0	0	—	—	—	0	—	0	—	0	—
合計	4,278	3,933	3,933	4,647	828	515	3,449	3,417	3,933	4,647	165	127

(注) 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクspoージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	96,296	—	96,764
10%	—	10,233	—	12,607
20%	12,126	167,343	10,720	162,570
35%	—	7,395	—	8,766
50%	18,968	2,415	18,565	1,996
75%	—	42,675	—	44,879
100%	1,602	71,703	1,602	65,811
150%	—	177	—	117
250%	—	5,139	—	4,897
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	32,698	403,381	30,889	398,411

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクspoージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクspoージャーは含まれておりません。

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

● リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消滅し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクと認識のうえ、与信業務の基本的理念や体制・手法等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築するよう努めています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、資産の自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理などの分析に注力しております。

また、個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し相互に牽制が働く体制としています。さらに、案件に応じて審査会および理事会等において合議するなど二重三重のチェックを行う審査体制となっております。以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、監査部署がかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な管理態勢を構築しております。

貸倒引当金は、「資産自己査定基準」および「償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出しております。

また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先については、担保・保証等を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づき算出し、実質破綻先および破綻先については、債権額から取立て不能見込額として損失処理した額を除き、さらに担保・保証等を除いた未保全額に対して引当を行っております。なお、それぞれの結果については公認会計士の外部監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

● リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

◇株式会社格付投資情報センター（R&I） ◇ムーディーズ・インベスター・サービス・インク（Moody's）
◇株式会社日本格付研究所（JCR） ◇スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス（S&P）

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	4,646	4,554	3,755	3,218	—	—
①ソブリン向け		—	—	—	—	—	—
②金融機関向け		—	—	—	—	—	—
③法人等向け		472	342	23	18	—	—
④中小企業等・個人向け		3,170	3,467	3,433	2,921	—	—
⑤抵当権付住宅ローン		11	22	208	202	—	—
⑥不動産取得等事業向け		640	356	54	39	—	—
⑦三月以上延滞等		15	10	5	7	—	—
⑧出資等		—	—	—	—	—	—
⑨その他		336	354	29	29	—	—

(注) 1. 適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示22号）第45号（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクspoージャー）を含みません。

3. 上記の「その他」とは、①～⑧に区分されないエクspoージャーです。具体的には、名寄せ後1億円超エクspoージャーなどが含まれます。

● 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当組合では、融資審査において、資金使途、財務内容、返済原資、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保および保証による保全措置は、あくまでも補完的な措置と考えており、担保や保証に過度に依存しない融資の推進態勢強化に取組んでおります。ただし、審査の結果、担保または保証が必要な場合は、お客様へ十分な説明を行い、ご理解をいただいたうえで、ご契約していただくなど、適切な取扱いに努めています。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、組合が定める融資事務取扱要領等により、適切な事務取扱いおよび適正な評価を行っております。

また、万が一お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金積金の相殺等を適用する場合がありますが、当組合が定める取扱要領等により適切な取扱いを行っております。

信用リスク削減手法には、自組合預金積金、上場株式、国、地方公共団体、一定以上の格付けが適格格付機関により付与されている法人による保証が該当します。そのうち、保証に関する信用度の評価については、住宅金融支援機構や政府関係機関の保証は、政府保証と同様に判定しております。また、法人による保証は、適格格付機関から付与されている格付けにより判定を行っております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクspoージャーの種類に偏ることなく分散されております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項はありません

証券化工クスポートナーに関する事項

該当事項はありません

オペレーションリスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続きの概要

当組合では、オペレーションリスクを「業務の過程、役職員の活動、システムが不適切であること、または外生的な事象によることから当組合に生じる損失にかかるリスク」と認識しています。

当組合は、オペレーションリスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクに区分し、リスクの特定、洗い出しを行い、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

これらリスクに関しては、定期的に常勤理事に報告するなど、適切な管理に努めています。

● オペレーションリスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

出資等エクスポートナーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	47	47	56	56
非上場株式等	2,833	2,833	2,833	2,833
合計	2,880	2,880	2,889	2,889

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポートナー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポートナーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

(2) 出資等エクスポートナーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
売却益	—	—
売却損	—	—
償却	—	—

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポートナー（いわゆるファンド）にかかる売買損益は含まれておりません。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
評価損益	11	20

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項はありません

● 出資その他これに類するエクスポートナー又は株式等エクスポートナーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び一定の下落を想定したストレステスト等によるリスク計測・リスク分析によって把握しております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、その他事業組合等への出資金に関しては、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施し、適切なリスク管理に努めています。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当事項はありません

金利リスクに関する事項

<銀行勘定の金利リスク (IRRBB) >

(単位:百万円)

項 番		△EVE		△NII	
		令和3年度末	令和4年度末	令和3年度末	令和4年度末
1	上 方 パ ラ レ ル シ フ ト	4,721	4,468	307	367
2	下 方 パ ラ レ ル シ フ ト	0	0	1,752	1,717
3	ス テ イ 一 プ 化	3,152	2,972		
4	フ ラ ッ ツ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	4,721	4,468	1,752	1,717
		令和3年度末		令和4年度末	
8	自 己 資 本 の 額		13,557		13,235

(注)「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（平成31年2月18日）による改正を受け、平成31年3月末から△EVE、令和2年3月末から△NIIを開示しております。

※△EVEとは、IRRBBのうち金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるもの、△NIIは金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

● リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変化によって受ける期間損益や資産価値への影響をいいますが、当組合においては、その影響度合に対して定期的に分析および報告するなど金利リスク管理態勢の強化を図っております。

具体的には、一定の金利ショックによる金利リスク量をALM（資産と負債の総合的管理）システム等により定期的に計測し、ALM部会において分析・評価を行い、経営陣を中心としたALM委員会に報告のうえ協議検討を行うなど、資産と負債の最適化に向けたリスクのコントロールに努めております。

用語の解説／各種お問い合わせ先

用語の解説

用語	解説
信用リスク	取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクのことです。
市場リスク	金利・為替・株式などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクのことです。
金利リスク	市場における一般的な金利水準の変動に伴って当該金融資産の価値が変動するリスクのことです。
オペレーションル・リスク	信用組合の業務上において、不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことです。具体的には、不適切な事務処理により生じる事務リスク、システム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれます。
ALM	ALM (Asset Liability Management) は、資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法のことです。
リスク・アセット	リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）に対し、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額のことです。
リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標のことであり、自己資本比率規制においてリスク・アセットを算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる率のことで、率が高いものほどリスクが高いことを意味します。
エクスポートジャー	リスクにさらされている資産のことを指しており、具体的には、貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。

各種お問い合わせ先

ご意見・ご相談および個人情報の取扱い等について

■お客さま相談室

TEL : 0120-117-786
FAX : 055-222-1517
E-mail : yks-e301@yamanashikenmin.shinkumi.jp

■受付時間

平日 9:00～17:15

マネーロンダリングに係るDM発送のお問い合わせについて

■フリーダイヤル

TEL : 0120-705-020

■受付時間

平日 9:00～17:15

キャッシュカード等の盗難・紛失について

営業時間外は下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

■信組ATMセンター

TEL : 047-498-0151 (通話料がかかります)

■受付時間 原則 24時間365日受付けます。

※ただし、第2・第4日曜日の前日 23:45～当日 7:00

までは、システムメンテナンスのためお取扱いできません。

※平日8:30～17:15までは、各お取引店でも承ります。

※紛失・盗難につきましては、警察署にもお届けください。

インターネットモバイルバンキングについて

■けんみん信組インターネットバンキングヘルプデスク

TEL : 0120-565-657

■受付時間

平日 9:00～24:00

土・日・祝日 9:00～17:00

※1月1日～1月3日、5月3日～5月5日、12月31日
はヘルプデスクの休止日となっております。

でんさいネットについて

■しんくみでんさいヘルプデスク

TEL : 0120-230-605

■受付時間

平日 9:00～18:00

事業相談・個人向けローンや年金相談について

■総合相談センター『パートナーズ』

TEL : 0120-487-652 (年金相談ダイヤル)

■受付時間

平日 9:00～17:15

『経営者保証に関するガイドライン』の適用等に関する苦情相談受付窓口

■フリーダイヤル

TEL : 0120-305-338

■受付時間

平日 9:00～17:15

振り込め詐欺被害者救済法について

■お客さま相談室

TEL : 0120-117-786

■受付時間

平日 9:00～17:15

索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。

なお、*印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されております法定開示項目です。

◎印は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」で規定されております法定開示項目です。

ごあいさつ	2	【貸出金に関する指標】	
【概況・組織】		貸出金種類別平均残高 *	25
当組合の概要	1	担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 *	25
経営理念・経営方針	1	貸出金利区分別残高 *	25
事業の組織（組織図） *	11	貸出金使途別残高 *	25
役員一覧（理事及び監事の氏名役職名） *	11	貸出金業種別残高・構成比 *	25
会計監査人の氏名又は名称 *	11	預貸率（期末・期中平均） *	24
沿革	11	消費者ローン・住宅ローン残高	25
営業地区のご案内	17	代理貸付残高の内訳	28
店舗一覧（事務所の名称・所在地） *	17	職員1人当たり貸出金残高	24
子会社の状況	28	1店舗当たり貸出金残高	24
総代会について	15～16	【有価証券に関する指標】	
報酬体系について	16	商品有価証券の種類別平均残高 *	取扱いなし
【主要事業内容】		有価証券の種類別平均残高 *	27
主要な事業の内容 *	12	有価証券種類別残存期間別残高 *	27
信用組合の代理業者 *	取扱いなし	預証率（期末・期中平均） *	24
【業務に関する事項】		【経営管理体制に関する事項】	
事業の概況 *	3～4	法令遵守の体制 *	13
経常収益 *	23	適切な事務処理の実践について	13
業務純益	23	リスク管理の体制 *	12
経常利益（損失） *	23	顧客保護等管理態勢	14
当期純利益（損失） *	23	苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 *	14
出資総額、出資総口数 *	23	【財産の状況】	
純資産額 *	23	貸借対照表、損益計算書、	
総資産額 *	23	剰余金処分（損失金処理）計算書 *	19～22
預金積金残高 *	23	協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 ◎	26
貸出金残高 *	23	自己資本の充実の状況 *	29～36
有価証券残高 *	23	有価証券、金銭の信託等の評価 *	27
単体自己資本比率 *	23	外貨建資産残高	28
出資配当金 *	23	貸倒引当金（期末残高・期中増減額） *	27
職員数 *	23	貸出金償却の額 *	27
【主要業務に関する指標】		財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について	22
業務粗利益及び業務粗利益率 *	23	会計監査人による監査 *	22
資金運用収支、役務取引等収支及びその他の業務収支 *	23	【その他の業務】	
資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、総資金利鞘 *	24	内国為替の取扱実績	28
受取利息、支払利息の増減 *	24	外国為替取扱高	28
役務取引の状況	24	公共債窓販業務	28
その他業務収益の内訳	24	公共債引受業務	28
経費の内訳	23	【その他】	
総資産経常利益率 *	23	地域社会への取組み	5～10
総資産当期純利益率 *	23	中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組状況 *	9～10
【預金に関する指標】		各種お問い合わせ先	37
預金種目別平均残高 *	28		
預金者別預金残高	28		
財形貯蓄残高	28		
職員1人当たり預金残高	24		
1店舗当たり預金残高	24		
定期預金種類別残高 *	28		



山梨県民信用組合

本部 〒400-8691 山梨県甲府市相生一丁目2番34号
TEL(055)228-5151(代表) FAX(055)228-5106
<https://www.yamanashikenmin.shinkumi.jp>



私たち
献血推進キャンペンを
応援しています。

